

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-1	第 2 業務運営の効率化に関する事項 1 効率化目標の設定等		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱、⑳ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (研究開発) (千円)	対前年度比 3%の抑制	905,297	857,972	827,493	800,200	773,726		
業務経費 (研究開発) (千円)	対前年度比 1%の抑制	1,652,576	1,636,050	1,619,690	1,603,493	1,587,458		
(参考指標) 業務経費と一般管理費の予算額合計の前年度比 (%)		94.8	97.5	98.1	98.2	98.2		
一般管理費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費と比較して 30%削減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)		基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比較値
人件費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費と比較して 20%削減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)		基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比較値
事業費 (水源林造成事業等) (千円)	平成 22 年度経費と比較して 30%削減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)		基準値は平成 22 年度経費 () 内数値は、基準年度との比較値 各年度の数値は繰越額を除いて算出した額
総人件費 (研究開発) (千円)	平成 23 年度において、平成 17 年度と比較して、6%以上の削減	5,706,293	5,632,389	5,117,674	5,104,358	5,631,081		
(参考指標)			99.6	99.5	99.1	100.3		上段は事務・技術職員

ラスパイレス指数		99.5	98.1	98.0	98.0	下段は研究職員
----------	--	------	------	------	------	---------

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	(1) 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 3 %の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比 1 %の抑制をすることを目標に、削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除くこととする。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者並びに若手研究者(平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。) (2) 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については 20 %、③事業費については 30 %削減する。 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。 総人件費についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。
中長期計画	(1) 効率化目標 ア 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の 3 %及び業務経費の 1 %の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。 イ 水源林造成事業等 事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②常勤役職員の人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については 20 %、③事業費については 30 %削減する。 (2) 給与水準 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成 21 年度の対国家公務員指数が 102.0（事務・技術職員（年齢勘案））であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成 23 年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成 24 年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。 (3) 総人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比較して、研究所

	の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。）について 6 %以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の 5 %以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成 20 年 6 月 9 日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。 なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。 ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員 ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）																								
年度計画	(1) 効率化目標 ア 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分・消費税増税分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成 25 年度予算比で、一般管理費の 3 %及び業務経費の 1 %の合計に相当する額以上の削減を行う。 イ 水源林造成事業等 業務運営の効率化を図り、平成 22 年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については 39 %、人件費については 23 %、事業費については 20 %削減する。 (2) 給与水準 給与水準については、国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 (3) 総人件費 総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 23 年 10 月 28 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、必要な措置を講ずることとする。																								
主な評価指標	効率化目標（研究開発）：一般管理費削減率、業務経費削減率 効率化目標（水源林造成事業等）：一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 総人件費（研究開発）																								
法人の業務実績等・自己評価																									
業務実績	(1) 効率化目標 ア 研究開発 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を 25 年度に引き続き強化した。削減の主なものは、研究業務について、効率化・優先度の見直しを行い、業務推進経費である「領域・支所共通費」と刊行物発行や普及広報の経費である「普及広報刊行経費」について合わせて 26,796 千円削減した。老朽化した水道管の更新等による給水使用料の節減により上下水道料を約 16,782 千円削減した。車両の更新において、5 年のリース期間が満了した 14 台を 2 年の再リース契約とした。さらに、使用頻度が少ない所有車 2 台（乗用車）の削減を行った結果、約 389 千円の経費節減となった。予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 40,058 ㎡、建物 1 棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目（雑種地から山林へ）の見直し協議を森林管理署と行い、26 年度は 25 年度比で約 378 万円節減した。 予算上、平成 26 年度の業務経費は前年度に比し 1.0 %減、一般管理費は前年度に比し 3.3 %の減となった中で、上記の取組により削減目標を達成した。 <table><tr><td colspan="4">○運営費交付金、及びそれに係る業務経費と一般管理費の予算額（単位：千円）</td></tr><tr><td>区 分</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>(対前年度比)</td></tr><tr><td>運営費交付金</td><td>8,828,662</td><td>9,535,454</td><td>108.0%</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>1,603,493</td><td>1,587,458</td><td>99.0%</td></tr><tr><td>一般管理費</td><td>800,200</td><td>773,726</td><td>96.7%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,403,693</td><td>2,361,184</td><td>98.2%</td></tr></table>	○運営費交付金、及びそれに係る業務経費と一般管理費の予算額（単位：千円）				区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	(対前年度比)	運営費交付金	8,828,662	9,535,454	108.0%	業務経費	1,603,493	1,587,458	99.0%	一般管理費	800,200	773,726	96.7%	合 計	2,403,693	2,361,184	98.2%
○運営費交付金、及びそれに係る業務経費と一般管理費の予算額（単位：千円）																									
区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	(対前年度比)																						
運営費交付金	8,828,662	9,535,454	108.0%																						
業務経費	1,603,493	1,587,458	99.0%																						
一般管理費	800,200	773,726	96.7%																						
合 計	2,403,693	2,361,184	98.2%																						

イ 水源林造成事業等

(ア) 一般管理費

事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成 23 年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を平成 22 年度と比較して 165,756 千円削減したこと、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を平成 22 年度と比較して 45,184 千円削減するなど経費の削減を図り、一般管理費全体で平成 22 年度と比較して 48.1 % の削減となり年度計画の削減目標（39 %）を達成した。

(イ) 人件費

水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 26 年度期末の職員数（358 人）は平成 22 年度期末（461 人）と比較して 103 人の減となった。

この結果、平成 26 年度の人件費は、平成 22 年度と比較して 25.6 % の削減となり年度計画の削減目標（23 %）を達成した。

(ウ) 事業費

前年度に引き続きコスト削減に努めて事業を実施した結果、平成 26 年度事業費は、48,509,766 千円となっているが、これには繰越額（前年度からの繰越額 4,690,515 千円、翌年度への繰越額 1,672,886 千円）が含まれている。

これらを除いて算出すると事業費は 45,492,137 千円となり、平成 22 年度と比較して 20.5 % の削減率となり、年度計画の削減目標（20 %）を達成した。

○一般管理費、人件費及び事業費の削減率（金額：千円）

区分	平成 22 年度 当初計画 ①	平成 26 年度 実績 ②	対 22 年度 削減額 ③	対 22 年度 削減率 ③／①	備考
一般管理費	730,200	379,115	351,085	48.1 %	
人件費	3,675,958	2,735,361	940,597	25.6 %	注 1
事業費	57,237,550	48,509,766	8,727,784	15.2 %	注 2

注 1 人件費については、退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く

2 事業費欄の上段は繰越額を除いて算出した額、下段は繰越額を考慮した額

(2) 給与水準

当法人の給与体系は、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して、職員給与規程を規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。平成 26 年度のラスパイレス指数*について、事務・技術職員は 100.3、研究職員は 98.0 となった。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、給与水準の見直しを行い、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給している。また、検証結果や取組状況については、毎年 6 月末に「国立研究開発法人森林総合研究所の役職員の報酬・給与等について」によりホームページ上で公表している。

(事務・技術職員)

対国家公務員（行政職（一）） 100.3 **

(研究職員)

対国家公務員（研究職） 98.0

* 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を 100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

**事務・技術職員の指数が 100 を超えている要因は、当法人が人事交流及び全国異動が多いことにより、地域手当の異動保障者及び単身赴任手当の受給者の割合が国に比し多いことによるものと推察。

・地域手当異動保障者の割合

17.4 %（国：14.5 %）

・単身赴任手当受給者の割合

17.2 %（国：8.7 %）

※国の受給者割合は平成 26 年国家公務員給与等実態調査報告書に基づき算出。

(3) 総人件費

研究開発に係る人件費の削減に向けた取組については、平成 18 年度から平成 22 年度の間に目標とした 5 %以上の削減の取組を平成 23 年度も引き続き実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比し、人件費削減率△ 6 %以上を達成したところである。平成 26 年度においては、特例期間（平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）における給与の減額（△ 7.77 %）が終了したところである。

また、国家公務員の給与改定に準じて、俸給表の引き上げ（平均 0.3 %）、交通用具使用者の通勤手当の引き上げ及び 12 月に支給する特別給の支給割合の引き上げ（0.15 月）を行ったことから、前年度と比較して、526,723 千円の増額となったところである。

○人員数及び人件費削減の取組状況（単位：人・千円・%）

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	対前年度（うち 7.77%分）
人 員 数*	675(5)	680(5)	5(0)
人件費(給与・報酬等)	5,104,358**	5,631,081**	526,723（435,827）

* 人員数は各年度の期末の人員数（平成 25 年度及び平成 26 年度の人員数には、それぞれ任期付研究員 13 名及び 11 名を含む）であり、（）は役員数で内数

**平成 25 年度及び平成 26 年度の人件費（給与・報酬等）5,104,358 千円及び 5,631,081 千円は、総人件費改革の削減対象人件費の範囲から除くこととされている運営費交付金により雇用される任期付研究員にかかる人件費及び人件費の 5 %以上の削減を達成した緑資源機構から承継した職員にかかる人件費を除いた額

自己評価

評定

B

研究開発では、運営費交付金に係る業務経費前年度比 1.0 %及び一般管理費前年度比 3.3 %節減を達成した。業務推進経費である「領域・支所共通費」と刊行物発行や普及広報の経費である「普及広報刊行経費」について合わせて 26,796 千円削減した。老朽化した水道管の更新等による給水使用料の節減により上下水道料を約 16,782 千円削減した。車両の更新において、5 年のリース期間が満了した 14 台を 2 年の再リース契約とした。更に、使用頻度が少ない所有車 2 台（乗用車）の削減を行った結果、約 389 千円の経費節減となった。予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 40,058 ㎡、建物 1 棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目（雑種地から山林へ）の見直し協議を森林管理署と行い、26 年度は 25 年度比で約 378 万円節減した。

水源林造成事業等では、一般管理費については、事務所経費の削減などにより目標を大きく上回る削減率を達成した。また、人件費については、効率的な業務実施体制となるよう取り組み、目標を達成した。さらに、事業費については、前年度に引き続きコスト削減に努めて事業を実施した結果、年度計画の目標（20 %）を達成した。

給与水準については、適正性の確保に努めた。また、研究開発に係る総人件費については、業務遂行に必要な人員を確保し、予算の範囲内で実施した。

以上の結果、「効率化目標の設定等」「給与水準」及び「総人件費」に関しては、当初の目標を達成したと判断し、「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

- ・研究開発における運営費交付金について業務経費で前年度比 1.0 %、一般管理費で前年度比 3.3 %の削減を行ったことは評価できる。
- ・森林保険業務では森林保険センター内に業務運営等を検証する場を設け費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めることは評価できる。
- ・給与水準については、ラスパイレ指数がやや高いが、人事交流・全国異動が多いことに伴う地域手当・単身赴任手当受給者が多いためであり、実質的には国家公務員と同水準である。
- ・水源林造成事業等においては、一般管理費、人件費、事業費について、年度計画を上回るコスト削減の実績を上げており評価できる。前年度に引き続きコスト削減に努めて事業を実施した。

<今後の課題>

- ・経費の節減については、研究成果の最大化に資するよう、適切に実施されたい。
- ・将来の事務費のスリム化に向けた森林保険業務でのコスト削減の取組等の継続的な実施が望まれる。
- ・水源林造成事業等においては、引き続きコスト削減に努める必要がある。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・東日本大震災に対処するための給与の減額措置が終了したことから人件費が増加しているが、その他の経費については前年比で削減されており評価に

	値する。 ・経費の節減について目標を達成していることを評価する。肝心の研究開発業務に支障が無いよう配慮する必要がある。水源林造成事業の一般管理費の削減が目標を超えて削減されたことを評価する。
--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する事項 2 資源の効率的利用及び充実・高度化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑬、⑭ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
研修受講者数 (研究職員)		685	584	876	955	1,466		
研修件数 (研究職員)		73	74	70	65	65		
免許・資格取得 者数(研究開発)		35	14	10	5	5		
免許・資格取得 者数(公共事業 部門)		20	15	15	10	7		
学位取得者数・ 取得率		10 74	9 75	7 79	6 78	7 80		上段：取得者数 下段：取得率(%)
保有資産 ①奈良水源林整 備事務所 (奈良市)	保有の必要性の見 直し		耐震診断実施	耐震補強工事を実 施し継続使用する こととした				
②成宗分室 (杉並区)	保有の必要性の見 直し		国庫返納(現物 納付)実施					
③職員共同住宅 (盛岡市)	保有の必要性の見 直し		国庫返納(現物 納付)実施					
④いづみ倉庫 (福島市)	保有の必要性の見 直し		震災により、除 染対象区域に指 定された		除染の実施状況を 踏まえ、国庫返納 方法等を検討する ことにした	年度末に除染実 施(汚染土壌等 現地保管)		
所内一時預かり								

保育室数/のべ 利用件数			2/201	2/205	2/189	2/144		
男女共同参画セ ミナー開催回数 /参加者数			2/212	2/353	3/367	3/448		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	(1) 組織等 森林・林業政策と社会ニーズに的確に対応した研究成果を創出するため、適宜、機動的な組織の見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更等に併せて、引き続き設置箇所の見直しを行う。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行う。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。 (2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 研究の重点化に対応した効率的な研究施設・設備等の利用を計画的に進めるとともに、実験林のうち試験調査等の早期終了、別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは、国への返納措置又は売却を検討・実施する 奈良水源林整備事務所については、(1)の見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。成宗分室及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行う。いずみ倉庫については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。 (3) 職員の資質向上 研究所の業務を的確に推進できる職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。 また、管理部門の職員を各種研修に参加させることにより、高度な専門知識を有する職員の確保を図る。 職員の法令遵守等を推進する。
中長期計画	(1) 組織等 成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な組織の点検・見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行う。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。 (2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。

	連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。 共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。 施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。 奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。 保有する職員宿舎のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置を行う。 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。 (3) 職員の資質向上 研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観点から、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。 職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。 職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。
年度計画	(1) 組織等 試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行うとともに、データベースの整備を図る。 水源林整備事務所については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、整備局への統合・集約化による縮減及び支所等の施設との共用化を検討する。 (2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。 連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、平成 23 年度に設置した保有資産検討プロジェクトチームの進行管理の下に、関係機関との事前調整を経て不要財産調査票等関係資料の提出（島津実験林及び宇治見実験林）を行うとともに、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界確定等の所要の措置の検討（連光寺実験林）を進める。 また、共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。 さらに、施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、引き続き国への返納措置又は売却を検討する。 (3) 職員の資質向上 研究職員については、各種研修への参加等によって意欲・資質の向上を図るとともに、社会的要請への柔軟な対応能力を強化するため、実務的取組の機会を活用した能力啓発を促す。また、学位の取得に配慮しつつ、国内外の大学・研究機関等への国内留学や流動研究による研究交流を促し、研究成果の発信力向上を図る。 さらに、法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、業務に応じて必要な資格やそのための研修等特別教育の情報を周知するなどの取組を通じ、必要な資格取得等に努める。 加えて、職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、役職員への周知・徹底を図る。 このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画事業の推進に努める。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	(1) 組織等 試験林については、研究課題の終了時に存置（継続利用）、廃止等の判断及び事務手続き等が円滑に進むよう、試験林ごとに研究期間、研究内容

等を一覧できるデータベースを平成 25 年度に引き続き更新している。

水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減及び支所等の施設との共用化を検討した結果、現状の施設では所要の事務スペースを確保できず、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から実施が困難であることを確認した。

(2) 保有資産

ア. 保有資産

保有資産については、資産の利用度等のほか、有効利用可能性の多寡といった観点に沿って、その保有の必要性の検証や施設整備及び土地の利用計画について、施設整備・運営委員会で、また、資産利用状況等調査を勘案した減損兆候の有無の判断を減損審査委員会等で、それぞれ行っている。また、民間等からの借上物件については、大半が試験及び研究の目的の達成のための試験研究調査用フィールド等として使用しているものであるが、契約時にその必要性等を適切に判断し、借上を行っているところである。

土地については、本年度処分すべき箇所はなかったが、今後も点検を行うこととしている。

○資産（土地）の保有状況（H27.3.31 現在）

建物敷	実験林等*	合計
36.1ha	758.5ha	794.6ha

*試験研究施設、樹木園、苗畑、原種苗畑、交配園、原種園、その他を含む。

イ. 実験林

連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当所での保有資産検討プロジェクトチームに基づいて、連光寺実験林（東京都多摩市）については、地元自治体の要望を調査し、不要財産調査票（案）の作成を行った。また、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、不要財産調査票を含む当該資産の資料を林野庁に提出した。

ウ. 研究施設・設備の効率的な活用

ホームページ上の「産学官連携」の中で「共同研究に利用できる施設及び機械・機器」についての情報を更新し、研究施設・設備の効率的な活用を図った。

エ. 施設及び設備・機械のメンテナンス

施設及び設備のメンテナンスについては、8 件の外部委託を行った。

平成 26 年度～平成 28 年度の 3 年間契約

(1) 本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務	424,440,000.－
(2) 本所特殊空調機点検保守業務	31,201,200.－
(3) 本所環境調節装置点検保守業務	24,624,000.－
(4) 本所構内交換設備運転点検保守業務	3,110,400.－
(5) 本所クレーン点検保守業務	4,533,840.－
(6) 本所シャッター点検保守業務	1,743,120.－
(7) 森林総合研究所本所施設の管理業務	103,032,000.－

平成 26 年度～平成 27 年度の 2 年間契約

(8) 本所実験廃水処理施設運転点検保守業務	8,294,400.－
------------------------	-------------

また、高額機器のメンテナンスについては、13 件 22,669 千円（平成 25 年度：14 件 23,724 千円）の外部委託を行った。

○高額機器の整備・点検業務（13 件）【22,669 千円】

ICP 発光分光分析装置、水利用率測定装置、DNA シーケンサー、走査電子顕微鏡 (2)、高分解能質量分析装置、核磁気共鳴装置、X 線回折装置、育成植物モニタリングシステム個葉用光合成蒸散測定ユニット、育成植物モニタリングシステム光合成蒸散測定ユニット、ダイオキシン測定機、キャピラリーシーケンサー、実験室内機器

さらに、苗畑業務及び樹木園管理業務のうちの補助的作業については、12 件 3,537 千円（平成 25 年度 14 件 4,130 千円）の外部委託を行った。

オ. いずみ倉庫

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）について、国庫返納が円滑に行われるよう除染作業や建築物の安全性調査等を行ったところである。
現状においては返納が困難と判断されたことから、引き続き納付方法を検討することとした。

(3) 職員の資質向上

ア. 研究職員

農林水産省、林野庁、人事院等が主催する各種研修や農林水産技術会議が主催する技術講習会やセミナーなどに一般職員および研究職員を積極的に参加させた。また、所内においても所内短期技術研修等を実施した。所内の研修や講演時にはテレビ会議システムを活用し、支所等の職員も参加できる方法をとった。

語学研修については、本所、支所等で合計 36 名（本所 13 名、北海道 4 名、東北 2 名、関西 2 名、四国 1 名、九州 0 名、林木育種センター 14 名）が受講した。本所では、国際的な成果の発信や国際会議における発言力向上のため、国際学会等における英語プレゼンテーション能力向上研修を行い 14 名が受講した。

海外留学については、外国の受入機関等からの経費保証により、1 名の若手研究員をオールギャランティ研究員として派遣した。

また、研究職員のキャリアアップ及び研究活動の啓発、研究開発力の強化を目的とする国立大学法人との人事交流として、国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科へ 1 名の職員を派遣した。

学位の取得や資質の向上に向けて研究職員のモチベーションを高めるため、学位取得者を全所に通知するとともに学会賞等の受賞者をホームページで公表した。今年度の博士の学位取得者は、農学博士 7 名、総取得者は 352 名（平成 25 年度：340 名）となった。これは研究職の 80 %（同：78 %）に該当する。

○学位取得者数の総数（平成 26 年度現在）

農学博士	280 (7)	その他 15 名の内訳は以下のとおり。 林学博士 2 名、生命科学博士 2 名、生物資源科学博士 2 名、環境科学博士 2 名、環境学博士 2 名、人間環境学博士、哲学博士、獣医学博士、心身健康科学博士、文学博士各 1 名
理学博士	31	
学術博士	15	
地球環境科学博士	6	
工学博士	5	
その他	15	
合 計	352 (7)	

(※ () 内は平成 26 年度新規取得者数)

イ. 資格取得等

研究開発部門においては、研究業務及び研究支援業務の遂行のために、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。

(主な免許：社会保険労務士、衛生管理者、危険物取扱者、ボイラー技士、クレーン運転士、放射線取扱主任者、測量士、測量士補)

○平成 26 年度における技能講習会等参加者数

木材加工用機械作業主任者技能講習 (1 名)、足場の組立等作業主任者技能講習 (1 名)、玉掛け業務技能講習 (2 名)、小型移動式クレーン運転技能講習 (1 名)、フォークリフト運転技能講習 (1 名)、高所作業車運転技能講習 (1 名)、小型車両系建設機械特別教育 (5 名)、高所作業車特別教育 (4 名)、伐木等業務従事者特別教育 (31 名)、研削用砥石取替業務特別教育 (7 名)、伐木等機械運転業務特別教育 (2 名)、走行集材機械運転業務特別教育 (2 名)、簡易架線集材装置運転業務特別教育 (2 名)、刈払機作業安全衛生教育 (19 名)、丸のこ等取扱い作業従事者安全教育 (9 名)、職長のためのリスクアセスメント教育 (1 名)、安全運転管理者講習 (5 名)、甲種防火管理者講習 (4 名)、防災管理者講習 (4 名)、自衛消防業務講習 (1 名)、防災センター要員講習 (1 名)、特別管理産業廃棄物管理責任者講習 (3 名)、エネルギー管理員講習 (2 名)、スノーモービルライセンス講習 (5 名)、危険物取扱者保安講習 (3 名)、狩猟免許更新講習 (2 名)

合計 119 名

公共事業部門（森林農地整備センター）においては、業務の円滑な遂行に資するために「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めた。また、官庁等が主催する外部講習会に職員を参加させ資質の向上を図った。

(主な免許・資格：狩猟免許、日商簿記検定、ビジネス実務法務検定、衛生管理者、森林情報士、林業技士、技術士、測量士)

○平成26年度における外部講習会等参加者数

公会計監査機関意見交換会(2名)、会計検査の指摘事例から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会(1名)、官庁契約・公共工事と会計検査講習会(8名)、評価・監査中央セミナー(9名)、独立行政法人決算セミナー(3名)、公文書管理研修Ⅰ(3名)、公文書管理研修Ⅱ(3名)、情報セキュリティ勉強会(2名)、情報セキュリティ対応演習(2名)、職場のメンタルヘルス基礎研修会(30名)、再任用・退職手当・年金制度の実務者研修会(4名)、給与実務研修会(諸手当関係)(1名)、給与実務研修会(俸給関係及び給与の支給関係)(2名)、給与実務の実例研修会(初任給決定、復職時調整関係)(2名)、政府関係法人会計事務職員研修(3名)、消費税中央セミナー(2名)、政府出資法人調達事務担当者研修会(1名)、会計事務職員契約管理研修(1名)、予算書作成支援システム(財務諸表等)研修(4名)、丸の内総合法律事務所 経済法セミナー(2名)、木材産業・木材利用Ⅱ(実践)(1名)、神奈川県内訟務担当者研究会(6名)、林業専用道技術者ⅰ(1名)、林業専用道技術者ⅱ(1名)、生物多様性保全Ⅱ(実習編)(1名)、森林総合利用(1名)、保安林及び林地開発許可ⅱ(4名)、森林技術者ステップアップ研修(1名)、木材輸出戦略(1名)、森林調査(7名)、森林立地(2名)、チェーンソー講習(10名)、刈払機講習(9名)、全国農村振興技術連盟東京フォーラム(2名)、農業農村土木技術研究会研修会(1名) 合計 133 名

ウ. 法令遵守

各種研修において行動規範の周知徹底を行ったほか、平成27年3月2日には不適正な経理処理及び不正研究防止に向けて緊急にコンプライアンス研修会を開催し、e-ラーニングにより習熟度チェックを行った。また、平成27年3月13日には、全管理職員を対象とした外部講師によるハラスメント研修を開催した。

さらに平成27年3月25日には、外部有識者を含めた本所コンプライアンス委員会を開催し、平成26年度活動計画に基づき、危機管理体制の強化、情報セキュリティの強化、契約の適正化・業務の効率化等の点検項目ごとに進捗状況を確認、評価を実施した。

(参考) 平成26年度活動状況

(1) 役職員に対する教育・研修

①研修

実施年月日	研 修 名	主 催 者	受講者数
平成26年4月9日	所内新規採用者研修	当法人主催	21名
4月14日	総合職新採用研修	森林技術総合研修所主催	9名
4月15日	一般職試験採用者研修	農林水産研修所主催	2名
5月18日	管理者研修	農研機構主催	18名
6月18日	チーム長等研修	農研機構主催	1名
7月1日	第1回情報セキュリティ教育研修	当法人主催	934名
7月9日	主査等研修	農研機構主催	1名
9月10日	労働法研修	農研機構主催	5名
9月24日	関東地区課長研修	人事院関東事務局	1名
10月22日	所内新規採用者研修	当法人主催	13名
12月1日	第2回情報セキュリティ教育研修	当法人主催	167名
平成27年3月2日	コンプライアンス研修	当法人主催	654名

※「農研機構」は「(独) 農業食品産業技術総合研究機構」の略

②講演会

平成27年3月13日 テレビ会議システムを使用し、全管理職員を対象としたハラスメント問題に係る外部講師による研修会を実施した。ハラスメント問題の特徴、管理者として日頃意識すべき事項などについて理解を深めるため、実例に基づく事例解説、その処分内容の紹介など、より実践的な内容とした。(125名)

(2) コンプライアンス推進状況に係る点検項目について

- ①危機管理体制の強化を図る。
- ②情報セキュリティの強化を図る。
- ③契約の適正化を推進し、業務の効率化を図る。
- ④公的研究費の適正な管理に努める。
- ⑤早期予算執行等の適正な予算管理に努める。
- ⑥空間線量率が高い地域等への調査研究に係る放射線防護管理の徹底を図る。
- ⑦化学薬品(毒物・劇物、特定化学物質・有機溶剤、危険物)、実験原廃水・不用薬品の適正な取扱いの徹底を図る。

森林農地整備センターでは、平成 27 年 3 月 13 日に開催した外部有識者を含めた森林農地整備センターコンプライアンス推進委員会において、平成 26 年度取組計画に基づく①コンプライアンス研修の実施及び意識の徹底、②重点課題（コンプライアンスを意識した実践行動、「明るく活発な職場づくり」の推進、地域社会との良好な関係、情報セキュリティ意識の向上、③毎月の役職員向けメールマガジンを通じたコンプライアンス違反事例等の情報発信、コンプライアンス推進月間におけるコンプライアンス意識の啓発、④全職員を対象にしたコンプライアンス自己診断の結果等、を基に取組計画の有効性及び効果について検証・分析を行い、次年度の取組方針へ反映させた。

（参考）平成 26 年度活動状況

（１）役職員に対する教育・研修及び周知徹底

平成 26 年 4 月 16 日	新規採用者（4 月 1 日採用）研修（6 名）
平成 26 年 9 月 30 日	コンプライアンス研修（パワハラセミナー編）（28 名）
平成 26 年 10 月 22 日	新任管理職研修（10 名）
平成 27 年 1 月 26 日	外部専門機関コンプライアンス研修（50 名）

（注）本研修は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 25 日閣議決定）を受け、組織内における法令遵守体制を強化するため、外部専門機関から講師を招き実施した法令遵守研修。

＊ 上記のほか整備局長・水源林整備事務所長会議、整備局総務課長会議及び各整備局管内総務・経理担当者会議等において、コンプライアンスの意識を周知徹底。

（２）重点課題への取組

- ・コンプライアンスを意識した実践行動として、会議・定例会等を利用した「緑の行動規範」の周知徹底、不祥事例を基にした意見交換、3 分間スピーチ等を実施し、各職場内のコミュニケーションを図りながらコンプライアンス意識をもって業務に取り組むことにより、職場の活性化に努めた。
- ・「明るく活発な職場づくり」の推進としてコンプライアンスの基礎となる「風通しが良く、職場が問題や不満を抱え込まない自由闊達に意見が言える職場づくり」を目指し、具体的な行動事例をまとめた「コミュニケーションスキル（手法）」を基に各職場単位で PDCA サイクルによる取組を継続して実施するとともに、ハラスメント行為に対する認識を深めるため「ハラスメント防止」に向けた職場検討及びセミナーへ積極的に参加するなど、各職場毎に工夫を凝らしながら意識を持って実践行動に取り組んだ。
- ・地域社会との良好な関係を構築するため、事業を通じた植樹祭、森林教室を実施したほか、各地域でのイベント及びボランティア活動にも積極的に参加するなど、地元関係者との意思疎通を図った。
- ・情報セキュリティ意識の向上に向け、全職員を対象とした研修を実施したほか、ニュースレターへ情報セキュリティに関する啓蒙記事を掲載、セキュリティ上の危険情報に対し、随時、全役職員へ警戒を呼びかける注意喚起をメッセージで発信するなどの取組を行った。

（３）メールマガジン情報発信・コンプライアンス推進月間（11 月）の活動

- ・役職員向けのメールマガジンにおいて、新聞等に掲載されたコンプライアンス違反事例を取り上げ注意喚起を行うとともに関連する法律を解説した。
- ・身近な法律についてわかりやすく紹介した。
- ・推進月間において、職場内の良好なコミュニケーションを図るため、具体的な行動事例をまとめた冊子「コミュニケーションスキル（手法）」に「コミュニケーションの実践編」を追加作成し、各職場単位でこれらを基に実践行動に取り組むとともに、「ハラスメント防止」をテーマに標語の募集（応募作品 87 点）、ポスターの作成・掲示により「ハラスメント防止」に関して職員の意識向上とスキルアップを啓発した。

（４）コンプライアンス自己診断（平成 27 年 2 月）

- ・緑の行動規範（10 原則）を基にした自己診断（1 原則あたり 3 設問）の結果、前年度よりも全ての原則において評価値（各 10 点評価）が上昇しており、「緑の行動規範」が一定の浸透・定着しつつあることを確認した。

エ．男女共同参画

男女共同参画事業として以下の取組を行った。

- ①ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画等をテーマとしたエンカレッジ推進セミナーを開催したほか、男女共同参画週間、職員研修、研究所会議などの機会を利用して、男女共同参画の情報提供と意識啓発に努めた。
- ②女性研究者、女性起業家等ロールモデルとの懇話会の開催、キャリアカウンセリングを通じて、キャリア形成等の支援に努めた。
- ③一時預かり保育室運営、家族責任を持つ研究者への研究支援の実施、育児・介護に関するガイドブックの改訂、男女共同参画室ホームページでの情報発信を行い、仕事と家族責任を両立しやすい職場環境作りに努めた。
- ④つくば市「男女共同参画室だより」に男性のワーク・ライフ・バランスを積極的に支援する事業所として掲載されたほか、外部機関主催のシンポジウム、つくば市主催のシンポジウム、スーパーサイエンスハイスクール交流会で当所の取組を紹介し、成果を外部に発信した。

	自己評価	評定	B	
		試験林の見直しについては、研究課題の終了時に存置（継続利用）、廃止等の判断及び事務手続き等が円滑に進むよう、試験林毎に研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを引き続き更新した。森林農地整備センターについては、現場組織について、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から整備局への統合・集約化及び支所等の施設との共用化について所用の検討を行うとともに、保有資産の必要性等についても検討を行い、国庫返納に向け必要な措置を講じた。また、施設・整備等のメンテナンスの外部委託を進めるとともに、ホームページの情報を更新して、研究施設及び整備の効率的な活用を図った。 研究職員の資質向上に向けて博士の学位取得を奨励した結果、7 名が取得した。また、担当者を積極的に各種講習会等に参加させ、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めた。 職員の法令遵守に資するため、コンプライアンス研修等の取組を実施し、職員への周知徹底を図った。また、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めた。 以上のことから、「B」評定とした。		
	主務大臣による評価	評定	B	
		<評定に至った理由> ・保有資産については、本所において保有資産検討プロジェクトチームを設置し、保有の必要性について不断の見直しを行い、今般、2 資産について国庫返納のための手続きを開始したことは評価できる。 ・施設・整備等の点検・保守業務について外部委託を進めるとともに、本所の管理業務については官民競争入札制度に基づく企画競争（4 者応札）実施するなど契約の適正化を図っていることは評価できる。 ・研究職員の学位取得、各種講習会等への参加、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めたことは評価できる。 ・コンプライアンス研修等の取組を実施し、法令遵守について職員へ周知徹底を図ったこと、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めたことは評価できる。 ・水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減及び支所等の施設との共用化を検討するとともに、書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、国庫返納に向け除染作業や建築物の安全性調査等を行なっていることは評価できる。 ・森林農地整備センターにおいては、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努め、官庁等が主催する外部講習会に職員を参加させるなど、資質の向上を図っており評価できる。 <今後の課題> ・書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、引き続き国への返納措置の検討を行う必要がある。 ・男女共同参画については、引き続き、女性管理職比率の向上に努められたい。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・研究職員の研修受講者数が大幅に増えており、組織的なスキルアップが図られている。 ・各種の研修会に前年の 5 割増の研究職員を派遣し資質の向上に務めたことを評価する。このような研修会への参加は資質の向上に資することはもちろんであるが、他の参加者との交流による人間関係が広い意味での研究の広がりにも資する面がある。 ・入所時期によっては学位が必要でなかったことは承知しているが、未取得の研究員にはぜひ取得するようバックアップしていただきたい。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する事項 3 契約の点検・見直し		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑬、⑭ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
競争性のない随 意契約の件数と 金額 (千円)	件数：217 金額：1,225,425 (見直し計画)	件数：240 金額：1,437,425 (平成20年度)	件数：57 金額：372,596	件数：60 金額：216,584	件数：68 金額：213,473	件数：68 金額：198,304		
一者応札・応募 となった契約の 件数と金額 (千円)	縮減に努める	件数：121 金額：1,228,236 (平成22年度)	件数：142 金額：951,034	件数：84 金額：2,102,392	件数：86 金額：914,215	件数：77 金額：753,631		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。
中長期計画	契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。 この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。 このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
年度計画	他の独立行政法人の事例等も参考に、随意契約の見直しを更に行うとともに、一者応札・応募となっている入札についても引き続き原因の分析を行い、更に「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）に基づく取組を着実に実施することにより、当所が定めた「随意契約等見直し計画」「一者応札、一者応募に係る改善方策について」の一層の推進を図る。 「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。 入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

主な評価指標	－																																																														
法人の業務実績等・自己評価																																																															
業務実績	（「随意契約の見直し計画」の実施状況） 契約状況の点検・見直しについては、総務省行政管理局からの事務連絡（平成 21 年 11 月 17 日）に基づき、競争性のない随意契約の徹底した見直しと一般競争入札等の競争性確保を図るため、外部有識者で構成された契約監視委員会及び主務大臣による点検、見直しの結果に基づいて見直し計画をたて、これを公表しつつ実施しているところである。平成 26 年度における随意契約は件数、金額ともに随意契約見直し計画を下回った。なお、平成 27 年度以降においても引き続き計画の達成に努めることとしている。 競争入札については、平成 20 年度 482 件 162.66 億円であったが、平成 21 年度 371 件 119.18 億円、平成 22 年度 332 件 82.05 億円、平成 23 年度 317 件 51.78 億円、平成 24 年度 214 件 44.29 億円、平成 25 年度 237 件 34.38 億円、平成 26 年度 219 件 16.17 億円と年々大きく減少している。減少の主な要因は、森林農地整備センターで実施している特定地域整備等勘定における特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業及び既設道移管円滑化事業の工事・コンサル等契約が事業完了に伴い減少したことなどである。 ○随意契約見直し計画と平成 26 年度に締結した契約の状況（単位：件、千円） <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">平成 20 年度</th><th colspan="2">平成 26 年度</th><th colspan="2">比較増△減</th><th colspan="2">見直し計画</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争性のある契約</td><td>(67.4%) 496</td><td>(91.9%) 16,389,882</td><td>(76.6%) 222</td><td>(89.3%) 1,659,457</td><td>(△ 55.2%) △ 274</td><td>(△ 89.9%) △ 14,730,425</td><td>(70.5%) 519</td><td>(93.1%) 16,601,882</td></tr><tr><td> 競争入札</td><td>(65.5%) 482</td><td>(91.25%) 16,265,725</td><td>(75.5%) 219</td><td>(87.0%) 1,616,899</td><td>(△ 54.6%) △ 263</td><td>(△ 90.1%) △ 14,648,826</td><td>(68.9%) 507</td><td>(92.8%) 16,539,181</td></tr><tr><td> 企画競争・公募等</td><td>(1.9%) 14</td><td>(0.7%) 124,157</td><td>(1.0%) 3</td><td>(2.3%) 42,559</td><td>(△ 78.6%) △ 11</td><td>(△ 65.7%) △ 81,598</td><td>(1.6%) 12</td><td>(0.4%) 62,701</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(32.6%) 240</td><td>(8.1%) 1,437,425</td><td>(23.4%) 68</td><td>(10.7%) 198,304</td><td>(△ 71.7%) △ 172</td><td>(△ 86.2%) △ 1,239,121</td><td>(29.5%) 217</td><td>(6.9%) 1,225,425</td></tr><tr><td>合 計</td><td>(100%) 736</td><td>(100%) 17,827,307</td><td>(100%) 290</td><td>(100%) 1,857,761</td><td>(△ 60.6%) △ 446</td><td>(△ 89.6%) △ 15,969,546</td><td>(100%) 736</td><td>(100%) 17,827,307</td></tr></table> （注 1）随意契約見直し計画の作成時において、国の公募型委託試験研究プロジェクト等の取扱については、政府全体の研究開発法人の在り方を踏まえて検討することとされ、随意計画等見直し計画からは除外していた国等の委託研究の公募に係る再委託分 140 件、436,031 千円を「競争性のない随意契約」に追加したため、平成 20 年度実績及び見直し計画の数字が平成 23 年度以前年度の評価シートと異なっている。 （注 2）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。 （注 3）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。 （注 4）独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 7 日閣議決定）では、平成 20 年度に締結した競争性のない随意契約及び一社応札・応募となった契約について、点検・見直しを行うこととされているため、平成 20 年度の情報についても掲上している。 （契約の適正化） 一者応札・応募の対応については、内部委員による入札審査委員会において、入札方法・入札公告期間・入札揭示箇所・入札参加資格・入札公告内容・仕様書の記載内容等の適正審査を行い縮減に努めた結果、一者応札・応募となった契約の件数は減少傾向にある。 （契約情報の公開） 随意契約の見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について、本所のホームページにおいて公表している。また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）に基づく契約に係る情報については、ホームページで周知を行うとともに、平成 23 年 7 月 1 日以降の入札公告に契約情報の公表について記載し、落札者から「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に関する報告書」を受領することとしているが、平成 23 年度以降平成 26 年度までにおいて公表に該当する事例はなかった。 （入札監視委員会による審査） 工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続きの透明性の確保を図るため、平成 27 年 2 月 20 日に委員会を開催し、平成 25 年 11 月か	区 分	平成 20 年度		平成 26 年度		比較増△減		見直し計画		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争性のある契約	(67.4%) 496	(91.9%) 16,389,882	(76.6%) 222	(89.3%) 1,659,457	(△ 55.2%) △ 274	(△ 89.9%) △ 14,730,425	(70.5%) 519	(93.1%) 16,601,882	競争入札	(65.5%) 482	(91.25%) 16,265,725	(75.5%) 219	(87.0%) 1,616,899	(△ 54.6%) △ 263	(△ 90.1%) △ 14,648,826	(68.9%) 507	(92.8%) 16,539,181	企画競争・公募等	(1.9%) 14	(0.7%) 124,157	(1.0%) 3	(2.3%) 42,559	(△ 78.6%) △ 11	(△ 65.7%) △ 81,598	(1.6%) 12	(0.4%) 62,701	競争性のない随意契約	(32.6%) 240	(8.1%) 1,437,425	(23.4%) 68	(10.7%) 198,304	(△ 71.7%) △ 172	(△ 86.2%) △ 1,239,121	(29.5%) 217	(6.9%) 1,225,425	合 計	(100%) 736	(100%) 17,827,307	(100%) 290	(100%) 1,857,761	(△ 60.6%) △ 446	(△ 89.6%) △ 15,969,546	(100%) 736	(100%) 17,827,307
区 分	平成 20 年度		平成 26 年度		比較増△減		見直し計画																																																								
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																							
競争性のある契約	(67.4%) 496	(91.9%) 16,389,882	(76.6%) 222	(89.3%) 1,659,457	(△ 55.2%) △ 274	(△ 89.9%) △ 14,730,425	(70.5%) 519	(93.1%) 16,601,882																																																							
競争入札	(65.5%) 482	(91.25%) 16,265,725	(75.5%) 219	(87.0%) 1,616,899	(△ 54.6%) △ 263	(△ 90.1%) △ 14,648,826	(68.9%) 507	(92.8%) 16,539,181																																																							
企画競争・公募等	(1.9%) 14	(0.7%) 124,157	(1.0%) 3	(2.3%) 42,559	(△ 78.6%) △ 11	(△ 65.7%) △ 81,598	(1.6%) 12	(0.4%) 62,701																																																							
競争性のない随意契約	(32.6%) 240	(8.1%) 1,437,425	(23.4%) 68	(10.7%) 198,304	(△ 71.7%) △ 172	(△ 86.2%) △ 1,239,121	(29.5%) 217	(6.9%) 1,225,425																																																							
合 計	(100%) 736	(100%) 17,827,307	(100%) 290	(100%) 1,857,761	(△ 60.6%) △ 446	(△ 89.6%) △ 15,969,546	(100%) 736	(100%) 17,827,307																																																							

ら平成 26 年 12 月 31 日までに契約した事案を対象に入札及び契約手続きの運用状況についての調査審議を行った。入札にあたっては、参加条件の拡大、履行期間を見越した早期発注、複数箇所への公告を図り、更に業者が入札情報をどういう方法で入手したか、また、辞退した時の理由を聞き取りするなど改善に努めてきたところであるが、入札の不調・不落を改善するため、引き続き、競争参加資格の格付けの拡大、品質確保に留意した施工実績や技術者の参加資格要件の緩和及び実勢価格を反映した適正な積算に努めるなど、実質的な競争性が確保できるよう努力した。

(契約監視委員会による審査)

平成 26 年 12 月 18 日に委員会を開催し、平成 25 年度第 2 四半期から平成 26 年度第 2 四半期までに締結した随意契約、一般競争入札等のうち、特に一者応札・応募となった契約及び落札率が高い又は低い契約について審査を行うとともに、前年度に引き続き 2 か年連続して一者応札・応募となった更新案件について、一件ごとに改善に向けた取組内容等を整理、報告し、事後点検を受けた。点検結果は本所ホームページ上で公表した。委員からは、①入札における十分な競争性を確保するため、入札説明書受領者で応札しなかった業者へのアンケート調査を継続し、その結果を踏まえた入札方法の改善になお一層努めること、②一者応札・応募等事案の取組では顕著な改善が見られるが、今後も引き続き継続し、競争性の確保に努めること、③総務省が示した具体的なケースを踏まえ、随意契約せざるを得ないと判断される場合は、積極的に随意契約とする取り組みを推進すること、との指摘を受けた。

(監事及び会計監査人による入札・契約事務のチェック)

監事は、本所及び森林農地整備センター本部並びに監査対象事務所における監事監査において、入札・契約事務が適正に実施されているかどうかの監査を実施した。また、監事は契約監視委員会の委員として入札・契約事務のチェックを行った。

会計監査人においては、本所及び森林農地整備センター本部並びに監査対象事務所における監査の際、入札・契約事務に係る内部統制の運用状況について監査を実施した。

(監事及び会計監査人との連携強化)

監事及び会計監査人においては監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況、結果報告及び決算監査における取りまとめ報告など、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査人主催の独立行政法人の監事を中心とした意見交換会に監事が出席し、会計監査や独立行政法人改革のポイント、会計基準改訂の方向性等監査に関する情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。

(監査従事職員の外部研修への参加)

以下のセミナー等に監査従事職員を参加させ、資質の向上を図った。

- ・ 有限責任監査法人トーマツ主催の「独立行政法人平成 25 年度決算セミナー」(1 名)
- ・ 会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」(2 名)
- ・ 総務省行政評価局主催の「平成 26 年度 評価・監査中央セミナー」(5 名)
- ・ 新日本有限責任監査法人主催の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン対応セミナー」(1 名)
- ・ (財)経済調査会主催の「官庁契約と会計検査・公共工事と会計検査講習会」(1 名)
- ・ (財)経済調査会主催の「平成 26 年度 会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策」講習会 (1 名)

自己評価

評定

B

随意契約見直し計画に基づき取り組んだ結果、随意契約は件数・金額ともに見直し計画を下回った。
入札・契約事務の適正な実施のため、外部有識者を含めた委員会や監事及び会計監査人によるチェックを受けた。
監事及び会計監査人においては、会計監査人主催の意見交換会に監事が出席し、情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。
監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図った。
以上のことから「B」評定とした

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

- ・ 随意契約については件数・金額ともに見直し計画を下回ったことは評価できる。
- ・ 入札・契約事務については、外部有識者を含めた委員会による審査や監事及び会計監査人によるチェックを受け、適正な執行に努めたことは評価できる。
- ・ 監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図ったことは評価できる。
- ・ 監事及び会計監査人による監査が適切に実施されており、評価できる。

	<今後の課題> ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、研究開発業務においては、契約監視委員会によるチェックの下、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・競争性のない随意契約や、競争入札によるものの結果的に 1 者応札となっている契約の金額は減ってきているが、1 者応札となったものについては仕様書の見直し等を図るなどの一層の縮減が求められる。
--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-4	第 2 業務運営の効率化に関する事項 4 内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑬、⑭ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ									
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
リスク対応計画 における取組項 目			・危機管理体制の整備 ・情報セキュリティの確保 ・外部資金の確保	・行政との連携 ・種苗の生産と配布 ・契約地の管理 ・効果的な広報の推進	・組織間及び職員間のコミュニケーション ・情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 ・育種苗供給への貢献 ・技術の高度化	・人材の育成と研修 ・情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 ・コスト管理の徹底 ・労働災害原因の究明と対策 ・コンプライアンス確保の体制と取組			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。
中長期計画	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。リスク管理活動などの取組において、PDCA サイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。
年度計画	リスク管理活動などの取組において、PDCA サイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	

業務実績

当研究所では、年 3 回開催している研究所会議、毎月開催する理事会、隔週で開催する研究運営会議に理事長及び理事が出席し、業務運営等に関する意思決定を行うこととしている。また、研究に関しては隔週で行う研究戦略会議及び年 1 回開催する研究推進評価会議、育種事業に関しては年 1 回の育種調整会議及び隔月の育種運営会議、水源林造成事業等に関しては年 2 回の整備局長会議及び年 4 回の事業運営会議に理事長及び理事が出席し、幹部によるガバナンスが発揮されるよう内部統制の仕組みを構築してきた。理事長の意思が随時全職員に伝わり、これに対する職員の意見を書き込める電子メールシステムを構築して双方向のコミュニケーションに努めるとともに、組織間、職員間の双方向コミュニケーションを確保する取組も行ってきた。これらの取組は平成 26 年度も実施した。

また、内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るために、PDCA サイクルによる研究所の業務に係るリスクの識別、評価、対応計画の策定を行い、内部統制強化のためのリスク対応の取組を進めた。平成 26 年度は、特に研究所として優先して対応すべきリスクとして、「人材の育成と研修」、「情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備」、「コスト管理の徹底」、「労働災害原因の究明と対策」のリスクを取上げ、具体的な対応計画を策定し実施状況を点検した。

①人材の育成と研修

研究部門において中堅・管理職員を対象に研究業務並びにコンプライアンスに関する事項等について幹部との意見交換する場を設定したほか、採用後 1 年目の職員を対象に各自の研究業務の進捗等について報告会を開催することで各自の研究業務の運営等に関する意識啓発を進めた。また 10 月の新規採用者に対してはコンプライアンス教育を実施した。

森林農地整備センターにおいては、平成 27 年 1 月に「森林農地整備センターにおける人材育成の考え方」を取りまとめ、整備局長会議などにおいて説明・意見交換を実施した。また、専門的知識と広い見識等を有したリーダーを育成するため、新任管理職全員（10 名）を対象に平成 26 年 10 月に管理職研修会を実施した。さらに、水源林造成事業に必要な専門的な知識習得や技術の研鑽のため、財務省会計センターが実施する「契約管理研修」に 1 名、「会計事務職員研修」に 3 名、森林技術総合研修所が実施する「森林・林業研修（10 講座）」に 20 名の職員を参加させた。

②情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備

研究部門において、セキュリティ事案発生時の緊急連絡先を各研究室等に掲示させる等、連絡報告体制整備を徹底した。さらに、平成 26 年度上半期までに、外部へ持ち出す USB メモリーは全て暗号化 USB メモリーに限定してセキュリティーの向上を図るとともに、全ての業務用 PC について登録作業を実施し、情報機器管理番号を付与する等して情報機器管理を徹底した。

③コスト管理の徹底

研究部門におけるエネルギーコスト削減のため、冷暖房運転基準の見直し、冬期の暖房機器の使用制限、特殊空調施設の温度・湿度の設定条件の見直し等によりエネルギー使用量の対前年度比 10 % の削減計画を立てて職員へ提示し、省エネの徹底を図った。この結果、都市ガス使用量の約 15 % 削減、電気使用量の約 9 % 削減、上下水道の約 35 % の削減を実現した。これらについては、連絡調整会議等内部の連絡会議や Web 掲示板において計画の周知を図るとともに、実施状況の点検や室温測定を行い、電気、ガスの使用量を Web 掲示板へ逐次掲載して成果を示すことで更に職員の意識向上を行った。

森林農地整備センターにおいては、各整備局において一括調達している物品一覧を作成するとともに、一括調達が可能な物品の検討を行った。この結果、平成 26 年度においては、パソコンや消耗品などに加え、新たに複合機リースについて一括調達を実施した。

④労働災害原因の究明と対策

森林農地整備センターにおいては、労働安全に関する基礎的知識の習得を図るため、外部講師による講習会を開催した。職員の労働災害が発生した場合、全所統一した対応が行えるよう、「職員が勤務中に負傷又は発病したときの取扱いについて」を 10 月に制定した。

水源林造成事業における造林者等への労働安全衛生対策として、造林者会議等の際に外部講師等による講義を行い緊急連絡体制整備等の指導を行うとともに、請負・委託作業を行う事業者に対しては、適切に労働安全衛生対策を執るよう契約締結時に指導した。また、重大災害の発生時には、実施計画の承認を一定期間見合わせる等の措置を行ったほか、同種の作業を行う造林義務者等に同様の災害が発生しないよう、重大災害の発生原因及び防止対策等を説明した。

育種センターにおいては、平成 26 年 7 月中旬までに災害が頻発したことから、8 月 26 日付けで全場所あてに「労働災害の未然防止の徹底について」を発出し注意喚起を行うとともに、労働災害発生の都度、全職員に口頭やメールで周知して注意喚起し再発防止を行った。労働災害の未然防止のため各作業に必要な免許・資格の一覧表を職員に配付するとともに、免許・資格の保持者を再確認し業務に必要な資格を明確にした。さらに、小型車両系建設機械特別教育 3 名等、延べ 30 名が各種安全講習会等に参加し、今後の労働安全衛生に対する知識の習得を行った。安全衛生委員会での検討結果については、委員会終了後、職員に情報提供を行った。「全員参加による安全会議」を特別開催することにより、災害の未然防止に努めた。また、安全週間、労働衛生週間を活用し、職場内の安全点検を行うとともに、職場環境の整備を行った。さらに、9 月と 1 月に防災訓練を実施し、災害の未然防止及び、災害発生時の対応等を訓練した。化学薬品の安全な利用に向けて、SDS 職員説明資料、関係規程及び化学薬品取扱いの手引き等を職員共有ホルダーに掲載し、安全の徹底を行った。災害時の被害を最小限に抑える取組として、自治体（市）の危機対策防災担当者に講演を依頼し、過去の災害の実例を踏まえた講習を受けるなど、労働災害の未然防止に取り組んだ。

	⑤コンプライアンス確保の体制と取組 契約書類上の製品と異なる研究用消耗品等が納入された不適正な経理処理、大臣確認申請を行わないで遺伝子組換え実験が行われた「遺伝子組換え生物等の使用等の規則による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」違反の事案が発覚したことから、研究所ではこの事態を重く受け止め、所内の内部統制のあり方とコンプライアンスを確保する体制を基本から見直すこととした。さらに、国立研究開発法人化に伴う内部統制の充実・強化の要請に対応するため、業務方法書に内部統制及びリスク管理の在り方について明記するとともに、これまでの内部統制及びリスク管理を定めた「業務運営システム運用規程」を「リスク管理規程」に改め、平成 27 年度よりリスク発生防止、リスク発生時の迅速な対応を取れるよう改善を行った。 不適正経理処理事案に対しては、昨年 12 月 19 日に公表した中間報告について職員に説明するとともに、作成した再発防止策について職員に周知を行った。3 月 2 日には全役職員を対象に、不適正な経理処理及び研究不正に関するコンプライアンス研修を行い、特別研究員を含む全研究職員から誓約書を提出させ法令遵守を徹底させた。取引業者との直接取引の禁止を徹底し、取引業者（106 社）に対しては、研究職員との直接取引の禁止について周知した。また、取引業者の入構受付を徹底し、研究職員との面会についてもオープンスペースに限定するなどの対策を行うとともに 3 月より納品物の実地確認と使用状況について抜き打ち検査を行うこととした。さらに、平成 27 年 4 月からの物品購入時における物品購入等計画書の作成及び物品購入等理由書の添付の義務付けとその適正性の審査、契約時の審査、検収の徹底を主とする組織体制の強化を図り、物品の発注、契約、検収の仕組みを抜本的に改め二度と不適正事案が生じないようにした。 カルタヘナ法違反に係る再発防止策として、事前審査の導入等管理体制の見直しと研究職員に対する教育訓練の徹底を図ることとした。セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止のため、3 月 13 日管理職員向けのパワハラ防止研修を実施した。次年度からの内部ガバナンスを強化するため、監査室の増員、コンプライアンス推進室及び契約適正化推進室の設置等の組織改正の準備を行った。 森林農地整備センターでは、組織内の法令遵守体制を強化するため、平成 27 年 1 月に外部専門機関による法令遵守研修（コンプライアンス研修）を実施するとともに、一層のガバナンスの強化を図るため、次年度から「法令遵守担当理事」を設置（業務承継円滑化・適正化担当から職務、名称を変更）する組織改正の準備を行った。また、整備局長会議等の場においてコンプライアンスの取組についての意見交換を行った。さらに、水源林造成事業リスク管理委員会運営規程を平成 27 年 1 月 29 日付けで制定するとともに、平成 27 年 2 月 9 日付けで外部委員の委嘱を行い、第 1 回委員会を平成 27 年 3 月 16 日に開催し、リスク管理を適切に実施した。		
自己評価	評価	C	研究開発部門で発生した不適正経理処理事案及びカルタヘナ法違反事案を重く受け止め、このような事案が二度と発生しないよう、コンプライアンス推進室の新設を主とする組織体制の強化、物品購入・契約・検収手続きの厳格化、職員への教育・研修等の対策を実施した。研究部門における不適正経理処理事案及びカルタヘナ法違反事案の発生を招いたことから、本項における自己評価を「C」とした。
主務大臣による評価	評価	C	<評価に至った理由> - 研究部門において契約書類上の製品と異なる研究消耗品等が納入された等の不適正な経理処理が行われていたこと、また、遺伝子組み換え実験に当たって大臣確認申請を行わずに実験を行い、法令（カルタヘナ法）に違反していたことなどが明らかとなり、これまでの取組は不十分であった。 - リスク対応計画における取組項目について、平成 26 年度の計画を適切に取り組みでおり評価できる。 <今後の課題> - 不適正な経理処理やカルタヘナ法違反といった問題を二度と起こさないよう再発防止策を講じているが、今後、その定着を図るとともに、監査機能を強化し、法令遵守を徹底することが必要である。 - 森林保険業務が移管されてさらに業務が多様化していることから、法人全体として更に内部統制の充実・強化を行う必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> - コンプライアンスや情報セキュリティの研修は、一度やったからといって効果が続くものではないため、引き続き繰り返し実施していくことが重要である。 - コンプライアンス推進室を新設し、組織体制を強化したことを評価するが、今後の適切な運用が望まれる。 - 所属機関の倫理委員会等を経っていないと、せっかく研究しても今後は成果の公開もできなくなると思われる。研究成果が正しく評価されるように、組織として対応するべきである。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-5	第 2 業務運営の効率化に関する事項 5 効率的・効果的な評価の実施及び活用		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱、⑳ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ									
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
—									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
中長期目標	業務の質の向上及び業務運営の効率化を図るため、自己評価等を行い、その結果を業務運営に適切に反映させる。 また、外部専門家・有識者等の協力を仰ぎつつ自ら点検を行うとともに、その評価手法の効率化に努め、評価結果を業務運営に適切に反映させる。 研究職員の業績評価は、自己評価を基本に客観性及び透明性を確保した上で、組織としての実績の向上を図るために行い、その結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。	
中長期計画	研究所が行う業務の質の向上と業務運営の重点化・効率化及び透明性の確保を図る観点から、外部専門家・有識者による研究評議会を開催して評価、助言を受けるなど、研究所の活動・業務運営全般にわたって外部からの意見を適切な方法で聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。 研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。 研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不断の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。	
年度計画	外部専門家・有識者による研究評議会を開催して、外部からの意見を聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。 研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。 研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行うとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。	
主な評価指標	—	
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	本所の研究評議会は、研究評議会委員として8名の外部有識者を招き、平成26年11月6日に開催した。会議では、平成24年度研究評議会指摘事項への対応状況及び平成25年度の活動報告に続き、平成25年度業務の実績についての独立行政法人評価委員会林野分科会の指摘事項に対する対応方針を説明した後、各委員から幅広い助言を得た。 研究評議会委員から指摘された事項の幾つかの例を以下に挙げる。機関の運営に関しては、「研究成果を消費者の使い手側につなげていくために、民間	

の力などを利用すると良いのではないかとのご指摘を頂いた。これに対し、産学官連携の役割を担う職員を本支所に配置し、民間企業・各種団体・NPO・自治体との連携を通じ研究ニーズの掘り起こしや研究成果の普及を図っていることを説明するとともに、今後、指摘を踏まえ、民間や自治体との共同の取組を更に積極的に推進して参る旨回答した。人材育成に関しては、「森林総研の将来は、人材の育成と研究者各々の研究遂行の責務の重要性の認識に掛かっており、それを踏まえて所としての取組を進めてほしい」とのご指摘を頂いた。これに対し、当所が森林・林業・木材産業に関する我が国唯一の研究機関であり、当該分野の将来にわたる先端的な研究推進に責務を負っていることを説明した。この使命の重要性について、様々な場面を通して研究者に周知し、研究に対する責務を認識させるとともに、併せて研修等を通して、今後の重要な研究を担う人材の育成に取り組んで参る旨回答した。研究課題の設定について、「再造林に関しては、低コスト化を一層進めてほしい。コンテナ苗の供給を促進する研究を進めてほしい。」とのご指摘があった。これに対し、再造林及び森林管理についての低コスト化に関しては、農林水産省「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」により、東北支所で「低コスト再造林」、北海道支所で「先進機械を用いた低コスト森林管理技術」を現在推進しており、また、コンテナ苗の供給促進に関しては、農林水産省「攻めの農林水産業の革新的技術緊急展開事業」により、平成26年度から「コンテナ苗を活用した低コスト再造林技術の実証研究」を現在推進していることを説明し、これらの研究を通じてご指摘の課題に对应して参る旨回答した。

各支所においては、平成27年2月10日～27日に研究評議会を開催し（北海道：2月10日（出席委員3名）、東北：2月19日（出席委員2名）、関西：2月27日（出席委員3名）、四国：2月26日（出席委員3名）、九州：2月20日（出席委員3名））、外部有識者である評議会委員に各支所の業務運営、研究概要、主要成果及び広報活動を報告した。このうち、北海道、東北及び九州の各支所では育種場と合同の開催とし、林木育種事業の概要等についても報告した。委員からは、各地域研究が重要である旨のご指摘を頂くとともに、後継者問題・林業における人材不足・実施事業体不足に対する社会科学面からのアプローチ、公益的機能の研究推進、バイオマス利用のための早生樹、低コスト化につながる施業体系に関する研究等、出前講座の充実と更なる研究情報の発信、地域振興への寄与と中山間地・高齢化問題解決のための行政との連携等に加え、国有林への技術アドバイスの継続要請等の運営面のご意見・ご助言を頂戴した。研究評議会でも出された意見については対応策について検討するとともに、次年度計画の見直しに反映させた。

研究重点課題の自己評価に当たっては、9の研究重点課題に対して18名の外部評価委員を招いて、平成26年2月3日から2月24日の間に重点課題評価会議を開催し、重点課題、研究課題群及び研究項目についてピアレビューを行った。評価結果については、研究推進評価会議において研究課題責任者等による研究所全体での議論を行い、今後の研究推進についての基本方針を検討した。

研究資源の重点化と効率的運用のため、研究推進本部会議を年2回開催し、重点研究分野を横断する4つの分野横断的課題（低コスト林業、バイオマス利用、放射線影響、シカ害対策）について、研究の現状分析、研究者の有機的な連携、今後の効果的な研究推進について検討を行った。

研究部門においては、研究職員の平成25年度業績の評価を4月から6月にかけて実施した。具体的には、各研究職員の職務を、研究業績、内部貢献、外部貢献及び業務推進の部に区分し、それぞれの部における業績を個別に評価した上で、これらを勘案して総合評価を行った。評価結果については平成26年度の12月期の勤勉手当等に反映させた。また、平成25年度に引き続き、優れた技術開発、研究業績、社会貢献、業務遂行などを対象として、6名に理事長賞を授与し、研究職員については内部貢献等で評価をランクアップする制度を適用した。さらに、研究業績の部において国際的な指数であるインパクトファクターによる評価を導入するなどの評価方法の改訂を行い、平成27年度期首から実施することとした。

一般職員等については国の評価制度に準じた評価を適切に実施するため、研究開発部門においては一般職員等人事評価実行委員会で議論した結果を踏まえ、研修内容を見直すとともに、それに対応可能な講師を依頼し、評価者訓練を平成26年8月26日にTV会議システムを用いて行い（本支所等対象者数83名中67名参加）、公共事業部門（森林農地整備センター）においては、外部講師による評価者訓練を新任管理職全員（対象者数10人全員参加）に実施した。また、これらの訓練内容は、目標の設定方法や目標達成状況の評価に活かされるとともに、評価結果は国に準じて勤勉手当等処遇に反映させた。

自己評価	評定	B	
	所及び支所において外部専門家及び有識者による研究評議会を開催し外部の意見を広く聴取して、研究所の運営に反映させた。また、研究課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を招いて公正な評価を行った。研究職員の業績評価において多面的な活動を総合的にを行い、評価結果を処遇に反映させた。一般職等を対象に人事評価を実施し、結果を処遇に反映させた。 以上を評価して、「B」と評定した。		
主務大臣による評価	評定	B	
	＜評定に至った理由＞ ・本所及び支所において、外部有識者からなる研究評議会を開催し、委員の指摘を踏まえ、対応策を検討し次年度計画の見直しに反映させたことは評価		

	できる。 ・ 9 つの研究重点課題の自己評価については、重点課題評価会議を開催し、外部評価委員の経験に基づく診断・評価がなされ、その評価結果を研究所全体で議論し、今後の基本方針や研究業務の効果的な推進について検討を行うなど、P D C A が有効に機能しており評価できる。 ・ 研究職員の業績評価を行い、評価結果を勤勉手当等に反映させていること、また、優れた技術開発、研究業績、社会貢献等に対し表彰していることは評価できる。 <今後の課題> ・ 研究者の個人評価は、個人や組織の活力を活かす方向で取り組むとともに、継続的に一般職員等も含めた全役職員に対する効率的・効果的な評価のための検討を続けることが望まれる。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・ 外部評価委員による評価等が実施されるなど対外的な視点からの評価は有効である。 ・ 研究の質の向上と目標の明確化には、民間を含め現場との交流が欠かせない。現在の林業、木材産業の悩み、問題点を身をもって実感して頂く意味で、研究者の現場視察と交流を推進する必要がある。研究業績の新評価方式を導入して適切な業績評価を行うことは評価する。
--	---

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1 (1)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0296

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
—									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
	中長期目標	運営費交付金を充当して行う業務については、「第3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、効率的に運営を行う。
	中長期計画	運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費節減目標を踏まえて適切な運営に努める。
	年度計画	中期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。
	主な評価指標	－
法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	平成25年度予算比で、一般管理費の3％及び業務経費の1％の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。 ① 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を25年度に引き続き強化した。削減の主なものは、研究業務について、効率化・優先度の見直しを行い、業務推進経費である「領域・支所共通費」と刊行物発行や普及広報の経費である「普及広報刊行経費」について合わせて26,796千円削減した。 ② 平成25年度に老朽化した給水配管の更新が完了したこと及び夏季（6月～9月）・冬季（12月～3月）における空調・照明・冷凍庫等の節電対策の実施により、電気・都市ガス・上下水道の使用量が大幅に削減し、電気料金の大幅な単価上昇にもかかわらず、光熱水料が2,278千円の経費節減となった。 ③ 車両の更新において、5年のリース期間が満了した14台を2年の再リース契約とした。更に、使用頻度が少ない所有車2台（乗用車）の削減を行った結果、約389千円の経費節減となった。

	④ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 40,058 ㎡、建物 1 棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目（雑種地から山林へ）の見直し協議を森林管理署と行い、26 年度は 25 年度比で約 378 万円節減した。		
自己評価	評定	B	
	業務の効率化を行い、老朽化した給水配管の更新、事業車の効率化等による経費の節減、土地借料等の経費を削減したことを評価して「B」と評定した。		
主務大臣による評価	評定	B	
	< 評定に至った理由 > ・業務経費について、効率化及び優先度の見直しを行い、当該経費を節減したことは評価できる。 ・光熱費について、効率化及び優先度の見直しを行い、電気料金的大幅な単価上昇にもかかわらず、当該経費を節減したことは評価できる。 ・車両リース契約、土地借料について、効率化及び優先度の見直しを行い、当該経費を節減したことは評価できる。 < 国立研究開発法人審議会の意見 > ・毎年削減が実施されているなか、平成 26 年度においても前年比で削減されていることは評価に値する。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1 (2)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (2) 自己収入の拡大に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0296

2. 主要な経年データ									
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
外部資金の獲得状況 (百万円)		件数：238 金額：2,412	件数：226 金額：1,869	件数：231 金額：1,555	件数：228 金額：1,254	件数：241 金額：1,752			
政府受託 (百万円)		件数：51 金額：1,338	件数：44 金額：901	件数：36 金額：696	件数：28 金額：408	件数：39 金額：711			
主な自己収入 (百万円)			53	50	56	56			
寄付金 (百万円)			10	11	25	6			
林木育種収入 (百万円)			2	1	3	4			
特許の見直し件数		5	6	6	12	9			
内訳	放棄	3	6	6	11	6			
	維持	2	0	0	1	3			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化及び寄附金等による自己収入の確保に努める。 特許の権利維持に当たっては、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。
中長期計画	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。特に、種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。

	特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。																																																																																											
年度計画	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。種苗の配布についても優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、自己収入の確保に努める。 特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、権利維持見直しを行い保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動の活性化に努める。																																																																																											
主な評価指標	－																																																																																											
法人の業務実績等・自己評価																																																																																												
業務実績	外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進め、農林水産省や環境省等の研究プロジェクトをはじめ林野庁の事業等に積極的に応募し、競争的資金、委託事業等による研究費の獲得を図った。その結果、農林水産省の委託課題 5 件、林野庁事業 8 件を新規受託した。競争的資金では、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業で 3 課題の新規委託を受け、文部科学省の科学研究費助成事業では 46 課題の新規採択があった（研究分担課題を除く）。 ○外部資金の獲得状況（（ ）内は平成 25 年度実績） <table><tr><td>項 目</td><td>件 数</td><td>金額（百万円）</td></tr><tr><td>政府受託*</td><td>39 (28)</td><td>711 (408)</td></tr><tr><td>その他の受託研究</td><td>42 (48)</td><td>525 (298)</td></tr><tr><td>助成研究</td><td>7 (10)</td><td>6 (25)</td></tr><tr><td>科学研究費助成事業による研究</td><td>144 (139) **</td><td>352 (353)</td></tr><tr><td>研究開発補助金</td><td>9 (3)</td><td>158 (169)</td></tr><tr><td>合 計</td><td>241 (228)</td><td>1,752 (1,254)</td></tr></table> 注：百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがある。 **：科学研究費による研究 144 件のうち 46 件が平成 26 年度新規課題である。 *政府受託の内訳（（ ）内は平成 25 年度実績） <table><tr><td>項 目</td><td>件 数</td><td>金額（百万円）</td></tr><tr><td>林野庁</td><td>12 (4)</td><td>312 (73)</td></tr><tr><td>農林水産技術会議</td><td>19 (18)</td><td>244 (244)</td></tr><tr><td>環境省</td><td>7 (6)</td><td>154 (92)</td></tr><tr><td>食料産業局</td><td>1 (－)</td><td>1 (－)</td></tr><tr><td>合 計</td><td>39 (28)</td><td>711 (408)</td></tr></table> 注：百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがある。 ○競争的資金等獲得への応募件数と新規採択件数（*1） <table><tr><th rowspan="2">応募先</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">応募件数</th><th colspan="2">採択（契約）件数</th></tr><tr><th>26 年度</th><th>25 年度</th><th>27 年度</th><th>26 年度</th></tr><tr><td>文部科学省</td><td>科学研究費助成事業（*2）</td><td>213</td><td>(208)</td><td>46</td><td>(46)</td></tr><tr><td>〃</td><td>研究活動スタート支援（*3）</td><td>8</td><td>(4)</td><td>0</td><td>(0)</td></tr><tr><td>〃</td><td>科学技術振興機構（JST）</td><td>0</td><td>(2)</td><td>0</td><td>(2)</td></tr><tr><td>環境省</td><td>環境研究総合推進費</td><td>12</td><td>(6)</td><td>4</td><td>(0)</td></tr><tr><td>〃</td><td>地球環境保全等試験研究費（*4）</td><td>2</td><td>(1)</td><td>0</td><td>(0)</td></tr><tr><td>農林水産省</td><td>農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業</td><td>18</td><td>(14)</td><td>4</td><td>(3)</td></tr><tr><td></td><td>合 計</td><td>253</td><td>(235)</td><td>54</td><td>(51)</td></tr></table> （*1）：応募数は平成 25 年度中に応募した主提案課題。採択（契約）は、大半が応募した翌年度に決定される。 （*2）：科学研究費助成事業ではこのほかに 71 件（平成 25 年度：64 件）の分担課題での応募があった。 （*3）：科学研究費助成事業のうち同一年度内の応募・採択分。	項 目	件 数	金額（百万円）	政府受託*	39 (28)	711 (408)	その他の受託研究	42 (48)	525 (298)	助成研究	7 (10)	6 (25)	科学研究費助成事業による研究	144 (139) **	352 (353)	研究開発補助金	9 (3)	158 (169)	合 計	241 (228)	1,752 (1,254)	項 目	件 数	金額（百万円）	林野庁	12 (4)	312 (73)	農林水産技術会議	19 (18)	244 (244)	環境省	7 (6)	154 (92)	食料産業局	1 (－)	1 (－)	合 計	39 (28)	711 (408)	応募先		応募件数		採択（契約）件数		26 年度	25 年度	27 年度	26 年度	文部科学省	科学研究費助成事業（*2）	213	(208)	46	(46)	〃	研究活動スタート支援（*3）	8	(4)	0	(0)	〃	科学技術振興機構（JST）	0	(2)	0	(2)	環境省	環境研究総合推進費	12	(6)	4	(0)	〃	地球環境保全等試験研究費（*4）	2	(1)	0	(0)	農林水産省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	18	(14)	4	(3)		合 計	253	(235)	54	(51)
項 目	件 数	金額（百万円）																																																																																										
政府受託*	39 (28)	711 (408)																																																																																										
その他の受託研究	42 (48)	525 (298)																																																																																										
助成研究	7 (10)	6 (25)																																																																																										
科学研究費助成事業による研究	144 (139) **	352 (353)																																																																																										
研究開発補助金	9 (3)	158 (169)																																																																																										
合 計	241 (228)	1,752 (1,254)																																																																																										
項 目	件 数	金額（百万円）																																																																																										
林野庁	12 (4)	312 (73)																																																																																										
農林水産技術会議	19 (18)	244 (244)																																																																																										
環境省	7 (6)	154 (92)																																																																																										
食料産業局	1 (－)	1 (－)																																																																																										
合 計	39 (28)	711 (408)																																																																																										
応募先		応募件数		採択（契約）件数																																																																																								
		26 年度	25 年度	27 年度	26 年度																																																																																							
文部科学省	科学研究費助成事業（*2）	213	(208)	46	(46)																																																																																							
〃	研究活動スタート支援（*3）	8	(4)	0	(0)																																																																																							
〃	科学技術振興機構（JST）	0	(2)	0	(2)																																																																																							
環境省	環境研究総合推進費	12	(6)	4	(0)																																																																																							
〃	地球環境保全等試験研究費（*4）	2	(1)	0	(0)																																																																																							
農林水産省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	18	(14)	4	(3)																																																																																							
	合 計	253	(235)	54	(51)																																																																																							

(※4)：国立公害と地球一括計上の枠があったが、平成 23 年度以降は地球一括計上のみの公募となった。

○主な自己収入（（ ）内は平成 25 年度実績）

項 目	金 額（百万円）
依頼出張経費収入	22 (29)
入場料収入	16 (12)
鑑定・試験業務収入	10 (9)
林木育種収入	4 (3)
財産賃貸収入	2 (2)
特許料収入	2 (1)
合 計	56 (56)

注：百万円未満を四捨五入した関係で、計が一致しないところがある。

種苗の配布についても、都道府県の理解の下、ニーズについて十分な調整を図り、適正な配布価格で、収入の確保を行った。

権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、平成 24 年 3 月に改定した「森林総合研究所が権利を有する特許権等の維持見直しについて」の方針に基づき、権利維持の必要性等の見直しを行い、平成 26 年度においては、実施許諾の可能性の少ない国内特許 6 件について放棄することとした。

自己評価

評定

B

外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進め、農林水産省、環境省及び文部科学省等の研究プロジェクトをはじめ、林野庁の事業等に積極的に応募した。農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 3 課題、文部科学省の科学研究費助成事業 46 課題の新規採択を受けるなど、外部資金の獲得に努めた。また、種苗の配布についても、都道府県の理解の下、ニーズについて十分な調整を図り、適正な配布価格で、収入の確保を行った。さらに、権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、保有特許の見直しを行い、実施許諾の可能性の少ない国内特許 6 件を放棄するなど、保有コストの低減を図った。
以上のように、自己収入の拡大に向けて、着実に目標を達成したことを評価して「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>
・外部資金については、農林水産省・食品産業科学技術研究推進事業 3 課題、文部科学省の科学研究費助成金事業の 46 課題を新規獲得するなど、前年度を上回る件数及び金額を獲得しており評価できる。
・保有特許の見直し（放棄）を行い、保有コストの削減に努めていることについて、評価できる。

<今後の課題>
・獲得した外部資金の効率的・効果的運用とともに、新規の資金獲得に向け、引き続き、行政ニーズを的確にとらえた戦略的な取組を強化する必要がある。

<国立研究開発法人審議会の意見>
・平成 26 年度は前年比で件数、金額とも上回っており評価に値する。
・積極的に外部の研究プロジェクト等に応募し外部資金の獲得額を昨年以上に伸ばしたことを評価する。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2 (1)	第3 財務内容の改善に関する事項 2 水源林造成事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0112、0173、0180

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金償還額 (百万円)	着実な償還		(33,506) 33,506 < 100 % >	(31,478) 31,478 < 100 % >	(29,621) 29,621 < 100 % >	(27,568) 27,568 < 100 % >		() 内数値は予定額 < > 内数値は予定額に対する償還額の割合
債券償還額 (百万円)	着実な償還		(712) 712 < 100 % >	(4,688) 4,688 < 100 % >	(5,644) 5,644 < 100 % >	(7,169) 7,169 < 100 % >		() 内数値は予定額 < > 内数値は予定額に対する償還額の割合

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行い、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、長期借入金等を確実に償還する。
中長期計画	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す。
年度計画	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を見直す。
主な評価指標	<その他の指標> 長期借入金償還額、債券償還額 <評価の視点> コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還しているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績>

一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、関係道府県及び受益者から、計画の負担金等を全額徴収するとともに、長期借入金及び緑資源債券を着実に償還した。

なお、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算については、林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを参考に、将来の造林木販売収入を見積もるなど平成26年度において改めて試算を行い、中期計画の償還額や出資金の額に影響を及ぼさないことを確認した。

【平成26年度長期借入金償還実績】

(単位：百万円)

勘定	元金	支払利息	計
水源林勘定	12,348	2,614	14,961
特定地域整備等勘定	11,310	1,297	12,606
特定地域等整備経理	7,785	650	8,434
林道経理	3,525	647	4,172
計	23,657	3,911	27,568

【平成26年度債券償還実績】

(単位：百万円)

勘定	元金	支払利息	計
水源林勘定	3,000	310	3,310
特定地域整備等勘定	3,600	259	3,859
特定地域等整備経理	1,900	188	2,088
林道経理	1,700	71	1,771
計	6,600	569	7,169

※債券の元金償還は10年満期一括償還

自己評価

評価

B

＜評価と根拠＞

業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収の実施により長期借入金及び緑資源債券を確実に償還したこと、また、これにあたっては長期借入金等に係る事業の収支バランスに影響がないことが確認されていることから「B」評価とした。

＜課題と対応＞

引き続き長期借入金等の着実な償還を行う必要がある。

主務大臣による評価

評価

B

＜評価に至った理由＞

・長期借入金について、年度計画に基づき事業の収支バランスに係る試算の見直しを行うとともに、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ長期借入金等を確実に償還した。

＜今後の課題＞

・引き続き、業務運営に係る経費の抑制を図り、長期借入金等を確実に償還する必要がある。また、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを定期的に行っていく必要がある。

＜国立研究開発法人審議会の意見＞

・長期借入金、研究所債券ともに着実に償還されている。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2 (2)	第3 財務内容の改善に関する事項 2 水源林造成事業等 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0112、0173、0180

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費 (千円)	平成22年度経費と比較して30%削減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)		基準値は平成22年度経費()内数値は、基準年度との比較値	
人件費 (千円)	平成22年度経費と比較して20%削減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)		基準値は平成22年度経費()内数値は、基準年度との比較値	
事業費 (千円)	平成22年度経費と比較して30%削減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)		基準値は平成22年度経費()内数値は、基準年度との比較値 繰越額を除いて算出した額	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
中長期計画	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
年度計画	中期計画に基づき、業務の効率化を進め確実な経費の削減を図るなど、適切な運営を行う。
主な評価指標	<主な定量的指標> 一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 <評価の視点> 確実な経費削減が図られているか
法人の業務実績等・自己評価	

業務実績	<主要な業務実績> (ア) 一般管理費 事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成２３年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を平成２２年度と比較して 165,756 千円削減したこと、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を平成２２年度と比較して 45,184 千円削減するなど経費の削減を図り、一般管理費全体で平成２２年度と比較して 48.1 %の削減となり年度計画の削減目標（３９％）を達成した。 (イ) 人件費 水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成２６年度期末の職員数（３５８人）は平成２２年度期末（４６１人）と比較して１０３人の減となった。 この結果、人件費は、平成２２年度と比較して 25.6%の削減となり年度計画の削減目標（２３％）を達成した。 (ウ) 事業費 前年度に引き続きコスト縮減に努めて事業を実施した結果、平成２６年度事業費は、48,509,766 千円となっているが、これには繰越額（前年度からの繰越額 4,690,515 千円、翌年度への繰越額 1,672,886 千円）が含まれている。 これらを除いて算出すると事業費は 45,492,137 千円となり、平成２２年度と比較して 20.5 %の削減となり、年度計画の削減目標（２０％）を達成した。		
	自己評価	評価 B	<評価と根拠> 森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所移転・共有化や、カラーコピーの使用の抑制、定期刊行物の購読の見直しなどを通じた経費の削減及び業務の効率化を図ることにより、経費削減目標を達成できたことから「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き円滑かつ効率的な業務運営を確保しつつ、必要な経費の削減を図る必要がある。
	主務大臣による評価	評価 B	<評価に至った理由> - 事務所借り上げ経費の削減や電気使用の抑制など事務・業務の効率化及び経費の削減を図るとともに、人件費や事業費についても削減に努め、年度計画の削減目標を達成した。 <今後の課題> - 次年度以降も事務・業務の効率化を進めるとともに、経費の削減を図る必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> - 一般管理費で若干前年実績を上回っているものの、人件費及び事業費では前年実績を下回っており評価に値する。

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-(2)	第4 短期借入金の限度額 (2) 水源林造成事業等		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：0112、0173、0180

2. 主要な経年データ									
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
短期借入金の年 度計画額及び実 績額	56億円		36億円 (21億円)	21億円 (19億円)	21億円 (18億円)	29億円 (22億円)		() は借入実績額	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	56億円 (想定される理由) 一時的な資金不足
年度計画	29億円 (想定される理由) ・借入金の償還（元金均等半年賦）とその財源となる負担金等の徴収（元利均等年賦）の制度差に起因する一時的な資金不足 ・その他一時的な資金不足
主な評価指標	＜その他の指標＞ 短期借入金の年度計画額及び実績額 ＜評価の視点＞ 短期借入金が適正規模となっているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ 水源林造成事業等（特定地域等整備経理）において、長期借入金の償還は半年賦であり債券の元金一括償還は年度途中である。一方、その財源となる負担金の徴収は年賦（納期限は2月末日）である。この制度差により、期中において一時的に資金不足が生じる見込となったことから、資金繰り資金として22億円の短期借入を行った。 なお、この短期借入金は、年度計画限度額（29億円）の範囲内であり、また、資金の調達に当たっては、競争（引き合い）により、より低利な資金調

	達に努め、全て年度内に確実に償還を行った。		
自己評価	評価	B	
	<評価と根拠> 短期借入金については、年度計画の額を下回る額であることに加え、競争により低利な資金調達に努めるとともに、年度内に償還したことから「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き短期借入にあたっては、適正に行う必要がある。		
主務大臣による評価	評価	B	
	<評価に至った理由> ・短期借入金の借り入れに至った理由は合理的かつ適切であり、資金の調達に当たっては、競争入札（引き合い）により、より低利な資金調達に努めている。また、短期借入金（22 億円）は年度計画限度内（29 億円）の範囲内であり、年度内に確実に償還を行った。 <今後の課題> ・引き続き、適正な短期借入・償還に努めていく必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・年度内の一時的な資金不足を補うための短期借入金であるが、年度末に着実に償還されている。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 5	第 5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱、⑳ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ									
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
国庫納付不要財 産(計画内)	成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫		成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫						
立木の販売面積	立木の販売計画対 象面積上限 90,000 ha (18,000 ha/年)		5,002 ha	4,476 ha	3,145 ha	3,211 ha			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	1 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、当該施設の廃止後速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。 成宗分室（杉並区） 職員共同住宅（盛岡市） 青山分室（盛岡市） 書類倉庫（盛岡市） 2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 90,000 ha
年度計画	1 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る保有資産については、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。 2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

	(計画対象面積の上限) 18,000 ha		
主な評価指標	<その他の指標> 立木の販売面積 <評価の視点> 不要財産等が適正に処分されているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 平成 25 年 7 月に四国支所の土地を高知県に譲渡した収入 2,390,382 円について、今後の使用予定がないことから不要財産として平成 26 年 4 月に国庫納付を行った。 不要財産処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関して、年度計画に基づき適正な処理を行った。		
	自己評価	評価	B
	<評価と根拠> 土地譲渡収入の国庫納付を適切に行った。 不要財産処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関して、年度計画に基づき適正な処理を行った。 以上のことから「B」評価とした。		
主務大臣による評価	評価	B	
	<評価に至った理由> ・中長期計画で処分が計画されていなかった不要財産の処分を適切に実施した。 ・不要財産以外の重要な財産の譲渡については、水源林造成事業等において立木の販売面積は年度計画の上限内であり、適正に処理を行ったことは評価できる。 <今後の課題> ・今後も不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡について適正に処理を行う必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・立木の販売は計画的に実施されている。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-1	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱、⑳ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
施設及び設備の 整備件数・金額 (千円)			件数：11 金額：355,731	件数：9 金額：2,022,665	件数：13 金額：1,043,243	件数：3 金額：80,510		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	長期的な展望に基づき、老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備について計画的な整備に努める。						
中長期計画	業務の適切及び効率的な実施を確保するため、以下のとおり、重点的な研究開発の推進、省エネルギー対策等に必要な整備を計画的に行う。 このほかに、研究開発業務に必要不可欠である根幹的な施設の老朽化に伴う対策について、積極的な整備・改修に努める。 (単位：百万円) <table border="1"> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th></tr> <tr> <td>研究開発用施設の整備・改修等</td><td>1,161 ± 〆</td></tr> <tr> <td>特別高圧受変電設備改修</td><td>1,600</td></tr> </table> [注記]「〆」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費	施設・設備の内容	予定額	研究開発用施設の整備・改修等	1,161 ± 〆	特別高圧受変電設備改修	1,600
施設・設備の内容	予定額						
研究開発用施設の整備・改修等	1,161 ± 〆						
特別高圧受変電設備改修	1,600						
年度計画	(単位：百万円) <table border="1"> <tr> <th>施設・設備の内容</th><th>予定額</th></tr> <tr> <td>種穂増殖温室整備（北海道育種場）</td><td rowspan="3">} 81</td></tr> <tr> <td>種穂増殖温室整備（関西育種場）</td></tr> <tr> <td>床面改修（関西育種場）</td></tr> </table>	施設・設備の内容	予定額	種穂増殖温室整備（北海道育種場）	} 81	種穂増殖温室整備（関西育種場）	床面改修（関西育種場）
施設・設備の内容	予定額						
種穂増殖温室整備（北海道育種場）	} 81						
種穂増殖温室整備（関西育種場）							
床面改修（関西育種場）							
主な評価指標	—						
法人の業務実績等・自己評価							
業務実績	老朽化が進んだ次の施設及び設備について、平成26年度に改修工事等の必要な整備を実施した。 【平成26年度施設整備費】 ○ 北海道育種場種穂増殖温室整備【40,672千円】						

	間伐等特措法の改正により、独立行政法人森林総合研究所は「特定母樹の増殖の促進を図るため、特定母樹を育成するための種穂の提供その他必要な支援を行う」よう規定され、これらの業務を円滑に進めるため種穂増殖温室を整備した。 ○ 関西育種場種穂増殖温室整備【37,678 千円】 間伐等特措法の改正により、独立行政法人森林総合研究所は「特定母樹の増殖の促進を図るため、特定母樹を育成するための種穂の提供その他必要な支援を行う」よう規定され、これらの業務を円滑に進めるため種穂増殖温室を整備した。 ○ 関西育種場床面改修【2,160 千円】 水質汚濁防止法の改正に伴い、有害物質による地下水汚染の未然防止のため、関西育種場 DNA 実験室の木製床面を耐薬品樹脂塗床に改修した。		
自己評価	評価	B	
	老朽化が進んだ施設及び設備について、改修工事等必要な整備を実施したことを評価して、「B」と評定した。		
主務大臣による評価	評価	B	
	< 評定に至った理由 > ・平成 26 年度施設整備費予算の範囲内で、年度計画どおり老朽化が進んだ 3 施設の改修を行った。 < 国立研究開発法人審議会の意見 > ・平成 26 年度は必要最小限の改修が行われている。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 7-2	第 7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 人事に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑬、⑭ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
期首の常勤職員 数(研究開発)		736	711	701	686	692.5		期首は各年度の 4 月 1 日現在、期 末は各年度の 3 月 31 日現在の職員 数
期末の常勤職員 数(研究開発)		711	698	674	670	673.5		
期首の常勤職員 数(水源林造成 事業等)		472	418	394	365	359		再雇用(再任用)職員のうち短時間勤 務(週 23 時間 15 分)の者について は 1 人当たり 0.5 人と換算
期末の常勤職員 数(水源林造成 事業等)		461	415	389	364	358		
女性研究職員採 用数／研究職員 総採用数			1 名／ 2 名	1 名／ 7 名	6 名／ 18 名	5 名／ 19 名		
任期付研究員採 用数／研究職員 総採用数			0 名／ 2 名	0 名／ 7 名	9 名／ 18 名	2 名／ 19 名		任期付研究員の平成 25 年度は日本 人研究職員、平成 26 年度は外国人 研究職員

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 人員計画 期間中の人事に関する計画を定め、その実現を図る。

		(2) 人材の確保 研究職の流動化を図り、一層の成果を挙げる観点から、若手研究者については、選考採用、任期付採用制度を有効に組み合わせ、女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な優れた人材を確保する。
中長期計画		(1) 人員計画 ア 研究開発 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 (参考 1) 期首の常勤職員数 787 人 イ 水源林造成事業等 事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。 (参考 2) 期首の常勤職員数 437 人 (2) 人材の確保 研究職員の採用については任期付採用制度の活用並びに若手研究者及び女性研究者の積極的な採用に留意しつつ、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保する。
年度計画		(1) 人員計画 ア 研究開発 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 イ 水源林造成事業等 事業の見直し、組織の再編・統廃合及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。 (2) 人材の確保 研究職員の採用については、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保するよう努める。
主な評価指標		—
法人の業務実績等・自己評価		
	業務実績	(1) 人員計画 ア 研究開発 管理部門においては、今回発覚した不適正な経理処理に係る再発防止策の一環として、林野庁からの強い指導を踏まえ、総務部門については契約依頼、契約決議、検収業務の三部門の牽制機能を発揮させるため、平成 27 年 4 月 1 日から組織を再編することとした。 具体的には、次の通りである。 1. 契約適正化推進室を新設し、研究職員から研究開始前に物品購入計画書を提出させ、内容を審査するとともに、四半期ごとに物品購入に係る発注見通しを公表する。また、契約依頼票に購入理由書を添付し、購入計画と照合し、必要性、品質、数量及び購入時期等の妥当性について審査することとした。 2. コンプライアンス推進室を新設し、コンプライアンスの保持・推進のための計画・研修を行うとともに、契約段階の審査（業者の選定方法の審査等）を行うこととした。 3. 監事の機能強化等による、法人の内部ガバナンスの強化を図るため、監査室に監査第 2 係を新たに設置し、経常監査、会計検査等の業務への対応を強化することとした。 4. 企画部の再編強化のため、研究協力科の業務を研究企画科と研究管理科に移すことにより、国内外の研究支援業務の一体的・効率的な実施、研究成果の知財としての一層の適正な管理に資することとした。 また、情報セキュリティの強化のため、研究情報科を研究情報科と広報普及科に分け、それぞれに責任者を置き体制の強化を図ることとした。 イ 水源林造成事業等

		森林農地整備センターにおいては、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な人事等を行った。 (2) 人材の確保 研究職員の採用については、優れた人材を確保するため広く公募をかけることとし、森林総合研究所のホームページへの掲載と関連する大学及び都道府県研究機関並びに科学技術振興機構研究者人材データベースへ募集案内の公告掲示を依頼し、女性研究者5名（うち任期付1名外国人）、男性研究者14名（うち任期付1名外国人）を採用した。 また、任期付研究員の採用制度（平成20年4月から導入）を活用し外国人研究職員を男女1名ずつ採用することができた。	
自己評価	評価	B	
	契約・検収部門の機能強化のための契約適正化推進室とコンプライアンス推進室の新設、また、監事の機能強化等のための監査室の増員など職員の重点配置を行った。 森林農地整備センターの職員配置については、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な人事等を行った。 研究職員の採用において、優れた人材を確保するため、所のホームページへの掲載と関連する大学及び都道府県研究機関並びに科学技術振興機構研究者人材データベースへ募集案内の公告掲示した。 以上のことなどから「B」と評価した。		
主務大臣による評価	評価	B	
	<評価に至った理由> - 研究開発業務において、女性研究者・外国人研究者を積極的に採用し、多様で優れた人材を確保したことは評価できる。 - 森林農地整備センターについては、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制になるよう適切な人事配置を行ったことは評価できる。 <今後の課題> - 引き続き、事業の内容・規模の変化等を踏まえ、効率的に業務対応できるように適切な人事配置に努める必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> - 女性や外国人研究者がバランスよく採用されている。 - 性別や国籍についても多様性を持たせようと試みられている。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-3	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 3 環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑬、⑭ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
CO2 排出量			9,916t-CO2 調整 9,823t-CO2	10,919t-CO2 調整 10,816t-CO2	11,548t-CO2 調整 11,245t-CO2	10,669t-CO2 調整 9,927t-CO2		
総エネルギー使用 量			218,875GJ	230,471GJ	229,835GJ	204,504GJ		
上水使用量			211,938 m ³	212,210 m ³	128,183 m ³	96,555 m ³		
労働災害件数			19	12	19	14		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究所は、環境に対する影響に十分な配慮を行うとともに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。さらに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進に積極的に取り組む。
中長期計画	事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置している関係委員会による点検、管理、施設整備等に取り組むとともに、教育・訓練を実施する。環境負荷の低減の観点から、施設の整備及び維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化、循環資源のリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理強化等を推進し、これらの実施状況について環境報告書として公表する。
年度計画	「放射線障害予防規程」、「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。 省エネルギー・省資源・廃棄物削減に係る年度目標（数値目標）を設定し、PDCA サイクルを活かした、評価、改善策の検討等を行うことにより、更なる環境負荷の低減に努める。 環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。 老朽設備を省エネ型の機器に改修し、効果的な運転を行うとともに省エネを図る。 薬品等の適正使用・適正管理を推進するため、薬品等の化学物質の取り扱いについて、職場点検や所内掲示版等の注意喚起を通じて、事故・災害・環境汚染の未然防止に努める。また、不用薬品、不用物品等を計画的に適正処分する。 森林農地整備センターにおける安全衛生に係る取組を実施する。
主な評価指標	—

法人の業務実績等・自己評価

業務実績	放射線障害予防については、放射線業務従事者に対し、放射線の人体に与える影響や放射線障害の防止に関する法令等に係わる教育訓練を行った。 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」及び「森林総合研究所中期環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、CO2 排出量、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行うなどにより、目標を達成した。 平成 25 年度の森林総合研究所の環境対策について、「環境報告書 2014」を取りまとめて公表した。 施設関係については、ボイラー等空調機器の設定条件見直しにより、電気、都市ガスの使用量を節減した。また、経年劣化した空調機器を省エネ型の空調機器に更新した。 物品調達にあたっては、環境物品の積極的な調達を平成 13 年度から継続して行っている。 薬品管理については、PRTR 法に基づいた化学物質の年間取扱量の把握や毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物量の管理を行うとともに、危険物貯蔵所について危険物貯蔵所運営委員会開催日に併せて点検を行うなど施設・設備の保全に努め、職員が安全・適正に利用できるよう管理運営に努めた。また、安全週間に併せて安全衛生委員による職場巡視を行い、必要な指導・助言を行った。また、安全教育として「試薬の安全な取扱い」と題する安全講話（7 月 3 日実施、210 名参加）を開催し、安全管理の意識向上を図った。 森林総合研究所における安全衛生に係る取組として、以下のとおり実施した。 ① 安全の確保については、平成 26 年度安全衛生管理計画を策定し、産業医（非常勤）及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講じるなど、計画に基づき実行した。また、大規模な地震災害に備え、「独立行政法人森林総合研究所業務継続計画」等に定める防災備品の備え付け状況について点検を行った。 特に、本所においては、過去の労働災害の事例の災害要因や予防策等を明確にして労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し、電子掲示板の安全衛生関連ホームページに常時掲載した。また、労働災害発生時には職員災害発生速報とともに研究開発部門の全職員に周知を行った。 水源林造成事業等における現場業務の安全については、一層の配慮を図る必要がある観点から、蜂災害対策として、自動注射器、毒吸引器等の応急器具・防蜂網等の配布、蜂アレルギー検査の徹底を図るとともに、マダニ媒介性の新感染症の予防対策を職員へ周知し、忌避剤等を現場事務所に配布した。さらに、現場事務所に備え付けている保護具等について、損傷等の不具合が無い点検を行った。 また、安全衛生担当者等の各種研修及び講習の受講、業務に必要な免許並びに資格取得の促進に努めるとともに、設備・機械等の点検、作業環境の快適化及び耐震対策を図り、安全な職場環境の形成に努めた。 なお、水源林造成事業における労働安全衛生指導については、これら職員に対する安全衛生対策に加え、造林者等への技術指導の一環として安全衛生対策を実施した。 ② 健康の確保については、メンタルヘルス対策として本所においてはカウンセリングルームを毎月 1 回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医（非常勤）による健康相談を随時実施した。 また、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」を策定し、当計画に基づき、管理監督者に対するメンタルヘルス教育（5 月 14 日実施、54 名参加）を実施するとともに、全職員を対象としたメンタルヘルス講演会（10 月 6 日実施、221 名参加）を開催した。 森林農地整備センターにおいては、10 月に開催した管理職研修において、メンタルヘルスに関する講義を行うとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。 ③ このほか、「全国安全週間」（7 月 1 ～ 7 日）及び「全国労働衛生週間」（10 月 1 ～ 7 日）の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載により労働安全衛生の徹底を図った。		
自己評価	評価	B	放射線障害予防については、放射線業務従事者に対し必要な教育訓練を行った。 環境対策については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「森林総合研究所中期環境目標と実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物削減にかかる年度目標を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行うなどにより、目標を達成した。さらに、研究及び事業活動に係わる環境報告書を作成し、ホームページに掲載・公表した。 薬品管理については、PRTR 法に基づいた管理を行うとともに、安全衛生委員会による職場巡視を行い、必要な指導・助言を行った。 安全衛生の推進では、安全衛生管理計画を策定し、安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し、対

	応策を講じるなどした。また、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新し安全衛生関連ホームページに常時掲載した。さらに、重大な蜂災害を未然に防止するための自動注射器の配付、マダニ媒介性の新感染症の予防対策を職員へ周知し、忌避剤等を現場事務所に配布するなどの対策を行った。 職員の健康管理に資するための産業医の活用や「心の健康づくり計画」の策定、メンタルヘルス講演会などの開催を行った。 以上のように、環境対策及び安全管理の推進に関しては、目標を達成したことから「B」と評定した。		
主務大臣による評価	評定	B	
	<評定に至った理由> ・環境対策及び安全管理の推進にかかる各種の取組が年度計画に沿って実施され、省エネルギー・省資源・廃棄物削減にかかる年度目標を達成した。 ・水源林造成事業の現場業務における蜂・マダニ災害等への予防対策、応急対策が措置されていることは評価できる。 ・安全衛生・健康管理に係る研修等により職員への周知がなされ、安全な職場環境の形成に向けた取組が行われていることは評価できる。 <今後の課題> ・引き続き、環境対策及び安全管理の推進を図る必要がある。 ・災害発生ゼロを達成するため、労働災害の未然防止のための取組の充実に努める必要がある。 ・引き続き、安全な職場環境の形成に向けた取組の推進を図る必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・労働災害件数が毎年十数件発生している。限りなくゼロを目指すべきである。		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 7-4	第 7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 4 情報の公開と保護		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑱、⑳ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ									
評価対象となる 指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
—									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開及び個人情報の保護を適切に行う。 また、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
中長期計画	研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報公開業務の充実を図り、適正かつ迅速な対応に努める。 個人の権利及び利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。 また、情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、実施基準、ガイドライン等を整備するとともに、役職員への教育、研修を実施する。
年度計画	研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、文書資料の電子管理の充実を図り、情報公開業務の適正かつ迅速な対応に努める。 個人情報の保護に関して、職員へ更なる周知・啓発を図り、情報管理を行い、情報の公表と保護について、適切な処理に努める。 また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成24年4月18日及び26日情報セキュリティ対策推進会議等決定）に沿った対策を推進するため、作成した役職員向けの情報セキュリティハンドブック（解説資料）を適宜改訂するとともに、昨年8月に発生した情報セキュリティに係る事案の発生を踏まえて、全役職員を対象とした自己点検の実施、e-ラーニングシステムを用いた定期的な教育及び研修の実施、「標的型メール攻撃」に対する教育訓練の実施、情報セキュリティ対策に係る監査の充実や内部統制の充実・強化を図る。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿の電子化を図り、この管理簿については当所ホームページへ掲載した。また、情報公開・個人情報保護制度に関する研修会（9月10日）に1名及び独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に計2名（6月18日）を参加させた。これら研修会に参加したことにより、開示請求者への適切な対応と共に迅速な開示決定を行える体制が整えられた。 森林農地整備センターでは、国民への最新情報の提供及び迅速な対応を図るため、法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿のデータ等の電子化に努めるとともに、公文書管理法に基づく適切な文書管理に努めた。また、情報公開制度に伴う1件の開示請求については、開示請求者への適切な対応を図るとともに、迅速に開示を実施した。 個人情報の保護に関しては、個人情報の流出を防ぐため、平成25年度に引き続き電子計算機、複写機の廃棄時にデータを消去する等適切な処理を行っ

	た。具体的には、521 台の電子計算機の廃棄の際に NSA（米国国家安全保障局）方式によるデータ消去を行うとともに、複写機の廃棄に際してリサイクル処理業務契約にデータ消去の証明書の提出を義務づけるなど、個人情報に限らず電子機器廃棄時のデータ流出防止に万全を期した。 職員の情報セキュリティの向上を図るため、情報セキュリティ教育研修を 2 回（6 月と 11 月）に回数を増やして実施し、全役職員 1,101 名（延べ人数、休職者・長期病気休職者を除く）が受講した。また、受講漏れの防止や役職員における理解度の把握、知識習得の徹底等のために e-ラーニングシステムを活用した。 最近のサイバー攻撃の高度化に対処するため、農林水産技術会議事務局技術政策課が実施した情報システムセキュリティ管理者向け研修会等に担当者に参加させるなどの取組に加え、新たな脅威や情報技術・利用環境の変化等に適応した情報セキュリティポリシーを 3 月に改訂した。さらに、情報セキュリティの専門家の雇用を次年度より行うよう方針を決定し、作業を進めた。 森林農地整備センターでは、公共事業である水源林造成事業を造林者等と分収造林契約を締結し実施していることから、情報の保護について適切かつ慎重に対応する必要がある。このため、森林農地整備センターにおいても全役職員を対象に、平成 26 年 8 月と平成 27 年 2 月から 3 月に情報セキュリティ研修を実施した。さらに、3 月には情報セキュリティポリシーに則り、全役職員に対して情報セキュリティに対する意識向上と実践を図るために、自己点検及び標的型メール攻撃の教育訓練を実施した。		
自己評価	評定	B	情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿情報を森林総合研究所ホームページに掲載するとともに、担当者を公文書管理に関する研修会へ参加させるなどして、文書管理の充実を図った。個人情報の保護に関しては、情報の流出を防ぐため、平成 25 年度に引き続き、電子計算機や複写機の廃棄時にデータを消去するなど、適切な処理を行った。 内閣官房情報セキュリティセンターが策定する「政府統一基準群」を踏まえて、情報セキュリティポリシーの改訂を行った。 年 2 回の情報セキュリティ教育研修を行い、情報セキュリティ教育の受講漏れの防止、役職員における理解度の把握と知識習得の徹底のために、e-ラーニングシステムを活用した。また、情報システムセキュリティ管理者向け研修会等に担当者を参加させた。 以上のように、平成 25 年 8 月に発生した事案等の再発防止を徹底させることに加え、より高度な情報の保護のための対策を実施し、情報の適正な取扱いの確保に努め、平成 26 年度の目標を達成したことから「B」評定とした。
主務大臣による評価	評定	B	< 評定に至った理由 > ・法人文書の管理及び法人文書管理簿の電子化を行うとともに、情報公開や公文書管理に関する外部の研修会に職員を参加させるなど、情報公開の推進のための取組が行われた。 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修等が行われ、情報セキュリティに対する意識向上が図られていることは評価できる。 < 今後の課題 > ・引き続き、研修等により個人情報を扱う職員の意識向上を図る取組や情報セキュリティ対策の強化等により、個人情報の流出等の防止に取り組む必要がある。 < 国立研究開発法人審議会の意見 > ・情報公開のため法人文書ファイル管理簿情報をホームページに掲載したことは評価に値する。情報セキュリティに関しては引き続きウイルス感染の予防等に努めていただきたい。

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-5	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 5 積立金の処分		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26-⑬、⑭ 行政事業レビューシート事業番号：0296、0173

2. 主要な経年データ									
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度			(参考情報) 期初積立金額 当該年度までの累積処分額
積立金処分額 (研究・育種勘定) (千円)		1,179,529	252,808	794,173	51,074	31,222			期初積立金額 1,179,529 千円 累計処分額 1,129,277 千円
積立金処分額 (水源林勘定) (千円)		1,047,574	—	250,000	250,000	250,000			期初積立金額 1,047,574 千円 累計処分額 750,000 千円
積立金処分額 (特定地域整備 等勘定) (千円)		4,058,682	131,806	110,480	140,873	195,871			期初積立金額 4,058,682 千円 累計処分額 579,030 千円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	(1) 研究・育種勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中期目標期間において費用化できず当期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。 (2) 水源林勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。 (3) 特定地域整備等勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。
年度計画	(1) 研究・育種勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

	(2) 水源林勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。 (3) 特定地域整備等勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。		
主な評価指標	－		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	(1) 研究・育種勘定 前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産（研究用機器等）の減価償却に要する費用等に 31,222 千円を充当し、収支の均衡を図った。 (2) 水源林勘定 前期中期目標期間繰越積立金のうち、250,000 千円を借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を行った。 (3) 特定地域整備等勘定 前期中期目標期間繰越積立金のうち、195,871 千円を負担金の徴収事務、長期借入金等の償還事務及び事後評価等の費用に充当し、負担金の徴収等及び長期借入金等の償還等に係る事務を円滑に行った。		
	自己評価	評定	B
		「研究・育種勘定」、「水源林勘定」、「特定地域整備等勘定」において、当初の目標どおり、積立金の処分を適正に実施したことから「B」評定とした。	
主務大臣による評価	評定	B	
	<評定に至った理由> ・各勘定とも中長期計画で定められた使途に積立金を充当し、適正に処理している。 <今後の課題> ・積立金の処分については、適正に処分を行う必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・積立金は中期計画で定められた目的使途に使われている。		

4. その他参考情報
特になし。